

越谷市郷土研究会会報第二号

古志歴史

昭和五十三年五月刊

目

次

卷頭言 顧問 桑原龍夫 1

感想

研究論文

歴史教育、その大切さを思う 宮腰清雄
越谷市郷土研究会に入会したころ 木原徹也 34 33

古志賀谷氏について 山崎善司 1
新方庄・古隅田川 本間清利 7

私の感想 名倉さわ
史跡巡りの感想 大久保知子 35 35

埼玉県東部付近の民間信仰板碑 星野昌治 11
〔越谷市を中心にして〕

史跡を詠む 石塚吉男 36 36
板碑と拓本取りの思い出 星野昌治 37 37

山号と寺号 天野征之輔 17
良弁の伝説 日置宗一 18

史跡めぐり雑感 山崎善司 38 38
その他

日光御成道大門宿と会田本陣 大村進 19

報告

表紙 金子泰岑

『質問』間久里の名儀 新井隆一郎

越谷市郷土研究会の概況 木村信次 31
史跡めぐりおよび研究会一覧表

〔昭和四十七年四月より昭和五十三年三月まで〕

役員名簿

歴史を足で書きましょ

萩原龍夫

古志賀谷氏について

山崎善司

越谷市で九年間働かせていただきましたが、このたび八潮市でまた勤めさせていただいています。先日八潮市の木曽根という処にオビシャを拝見に行きましたが、おどろきました。きちんとした頭屋（とうや）行事を守っているのです。そこで、つくづく越谷市越巻の神事（オビシャ）をしっかりと拝見しておかなかつたことを後悔しました。御話をじっくりとうかがい、御道具類の撮影させていただいたのですが、オビシャの実況はどうとういまだに拝見していないという始末です。わなながら怠慢がつくづく悔みました。

まったく貴重な文化財なのです。文化財は仏像や仏画ばかりではありません。民衆の暮らしの中にじみ出ている生活の智慧、民衆の人生観。こうしたものが歴史の上でつかめるはずなのですが、つい見のがし、私のように忙しいことを口実に怠けてしまう者もあります。

史料は多くは文献の中になりますが、それを活用する価値を見つけたのは、「足で歩きながらじっくりと観察する」研究者なのです。

まじめな地方史家はいま「足で書く歴史」を各地で実践中です。

「歩く、そしてたくさん見付け出す」

本間清利さんをおたがいに、眼前の模範といたしますよう。

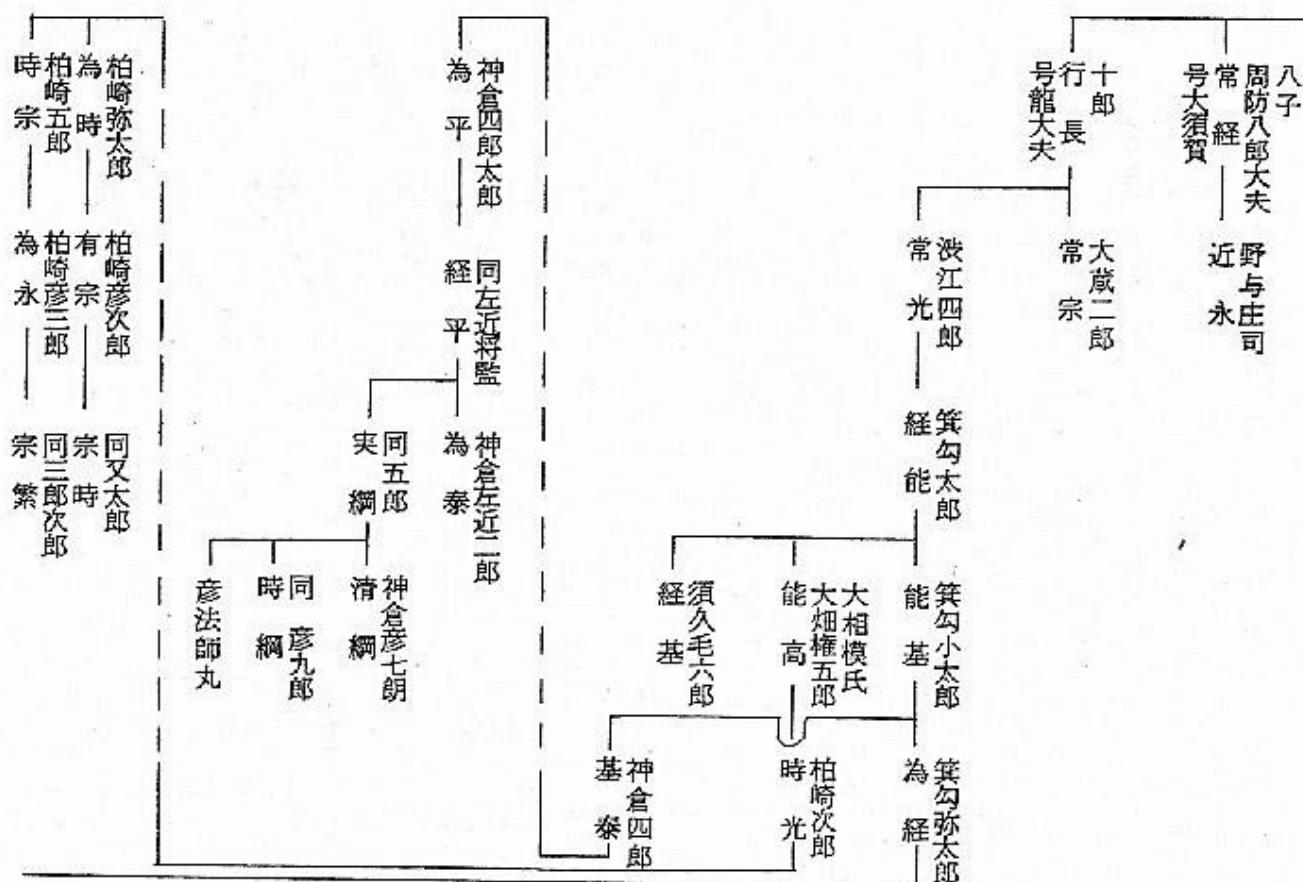
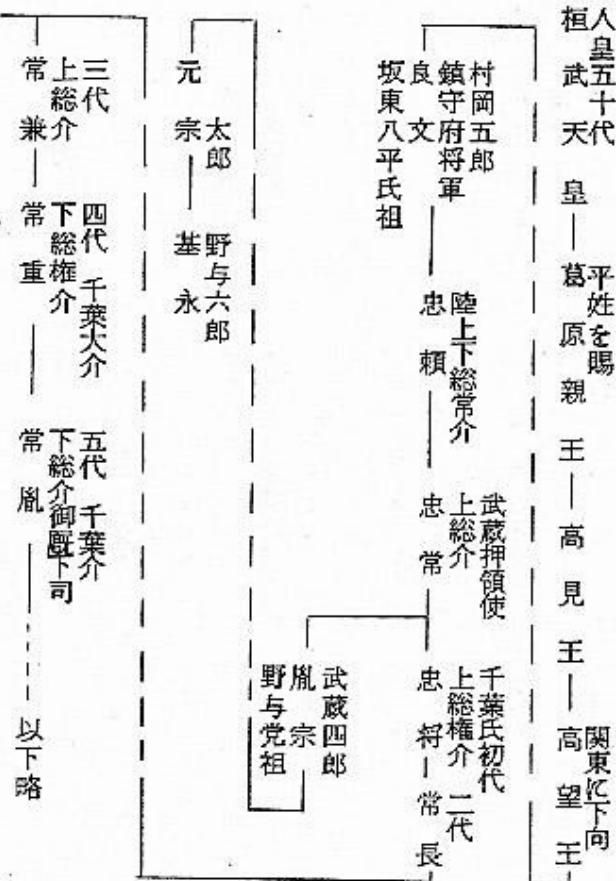
埼玉県越谷市越ヶ谷町は、古くは武藏国騎西郡越ヶ谷郷と云われた。中世には如何なる人々が居住し生活して居つたのだろうか、越谷市に住む者にとっては誰もが興味ある事柄である。私が中世の越ヶ谷郷に住したと云われる「古志賀谷氏」について、興味を持ち情熱を燃したのは、昭和四十三年頃からである。

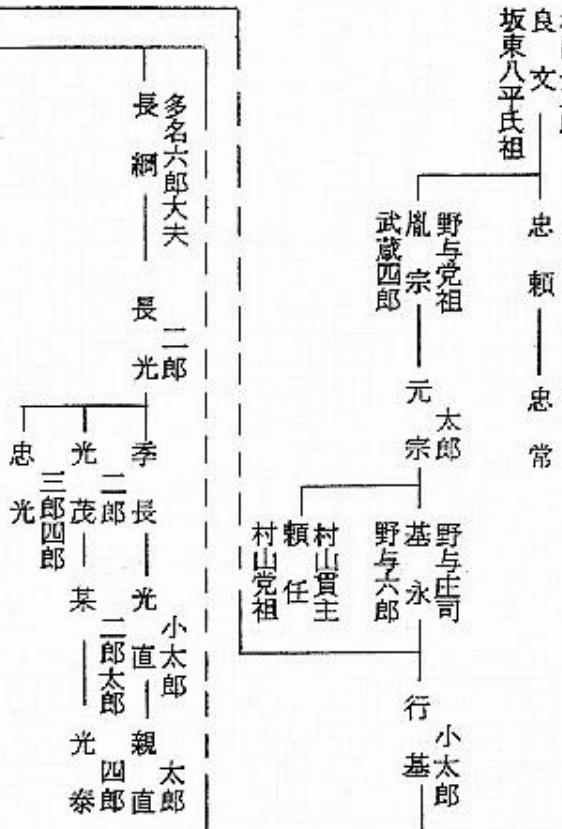
「越谷市の史跡と伝説」・大相模地区の項に、「小相模二郎能高なる人物が居り、今其の後裔と云われる家が有り家系図を所持して居る。其の屋敷は、六〇〇坪からなり、構掘を廻らし、文和三年貞治六年、応永二十年、同二十九年、寛正四年、享禄三年、他年不祥の板碑が屋敷内に保存されている。又越ヶ谷地区の項には、御殿の地に建長元年・嘉暦元年・貞和三年・寛正四年の板碑を見る事が出来るが、大相模氏の建碑と思われる」とあり、越ヶ谷の地は大相模氏の支配の如くに書かれて居るのを発見した。

私は子供の頃、「昔々越ヶ谷には、越ヶ谷太郎と云う人が居った」と云う話を聞いた事がある。其の出所や証拠等は何も無いが、其の話が私の脳裏に残つて居り、越ヶ谷御殿の板碑が大相模氏の造立の如き書き方を見て、其れでは越ヶ谷太郎の話を、どの様に理解し説明すれば良いのか、と自分に問い合わせて見た事が、そもそももの始まりである。其れより三年「越ヶ谷太郎」の話を聞いた事があります。せんか、知つて居る人はありませんか、と古老の方々に聞いて歩いたが、知る人があれませんでした。其の内「越ヶ谷太郎が、越ヶ谷氏を称した人が居らねばおかしい。否、越ヶ谷氏が居住して居たはずだ」と古書を繰り読みましたが発見出来ず時を過してしまった。処が千葉県発刊の房総叢書・千葉大系図・箕勾氏系に、次郎為基・古志賀谷との文字を見つけた時の嬉しさは何に例え様もない程嬉しかったものである。然しながら、古志賀谷が越ヶ谷であると云う証明が、これまた大変で、長い時間を要した。昭和五十年三月越谷市史・通史一・一九六頁に、古志賀谷氏の項が記された事で、古志賀谷氏を称した人の居つた事が認められた事になる訳で、古志賀谷

氏に情熱を燃した私としては、感無量である。

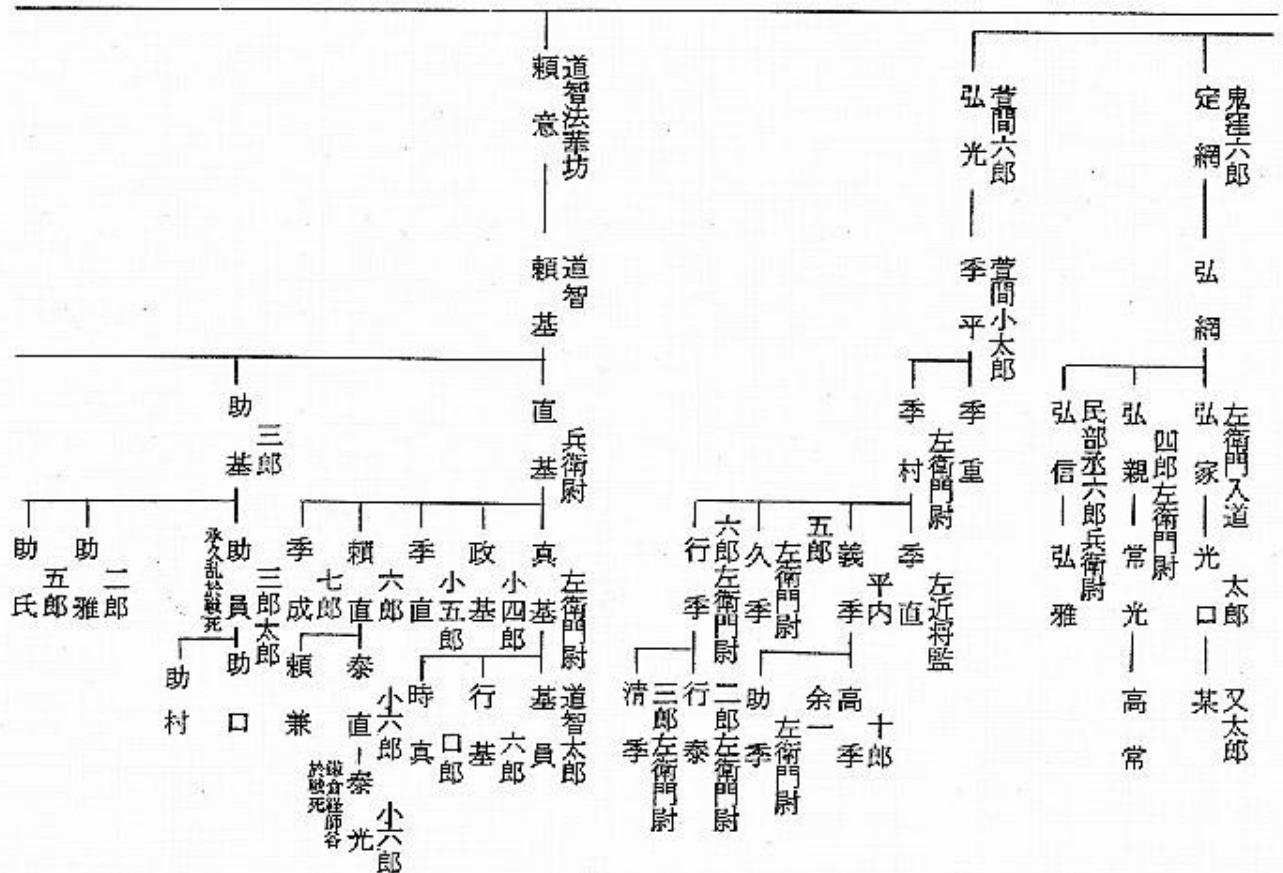
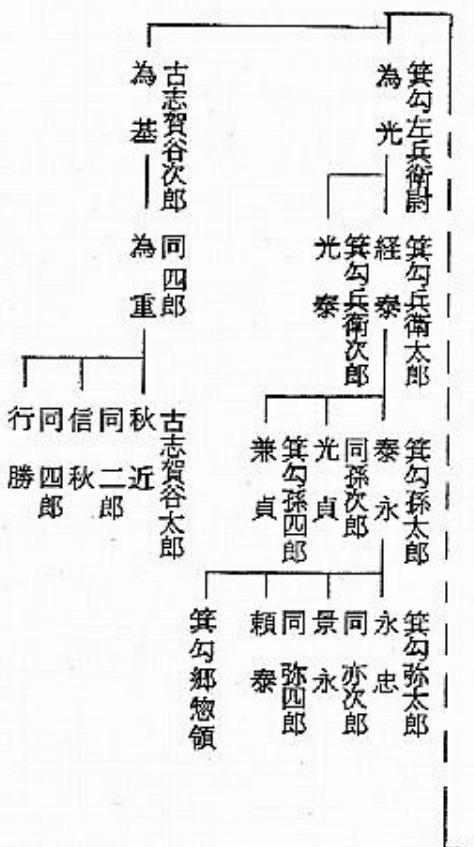
そもそも古志賀谷氏の出自は、千葉大系図と野与党系図では少々違つて居るが、千葉大系図に従つて記すると、人皇五十代桓武天皇に始まる。御子葛原親王・平氏を賜。—高見王—高望王・閔東に下向。其の子良望（国香）・良将・良兼・良懸・良文・村岡五郎を称し、鎮守府將軍上総下總常陸介を兼任、天慶六年十二月十八日卒六十歳、此の良文が、坂東八平氏の祖である。良文の子忠頼、陸奥守上総下總常陸介兼任・寛仁二年十二月十七日卒九十歳—其の子忠常・上総介武藏押領使・長元四年五月十五日卒・五十六歳・忠常の乱の当主である。平将門の天慶の乱後、武藏押領使となり、武藏全域に、其の子孫が勢力を張る因となる。此の乱の時忠常は源頼信の言に伏し之に降り頼信と共に上洛の途中美濃国峰屋庄に於て病没した。此の子常将・千葉平氏初代である。此の千葉平氏の中より野与一族が興り野与党として繁榮し歴史の中に名が出て来るのである。

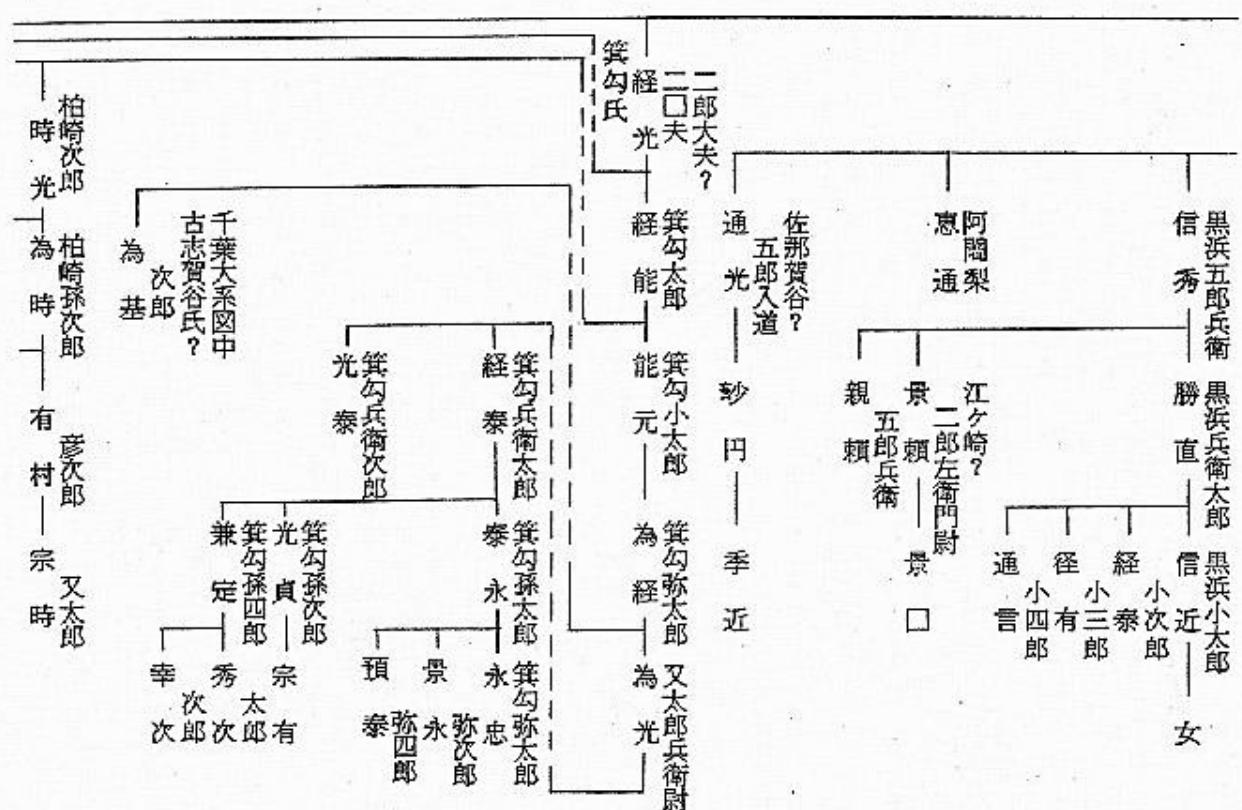
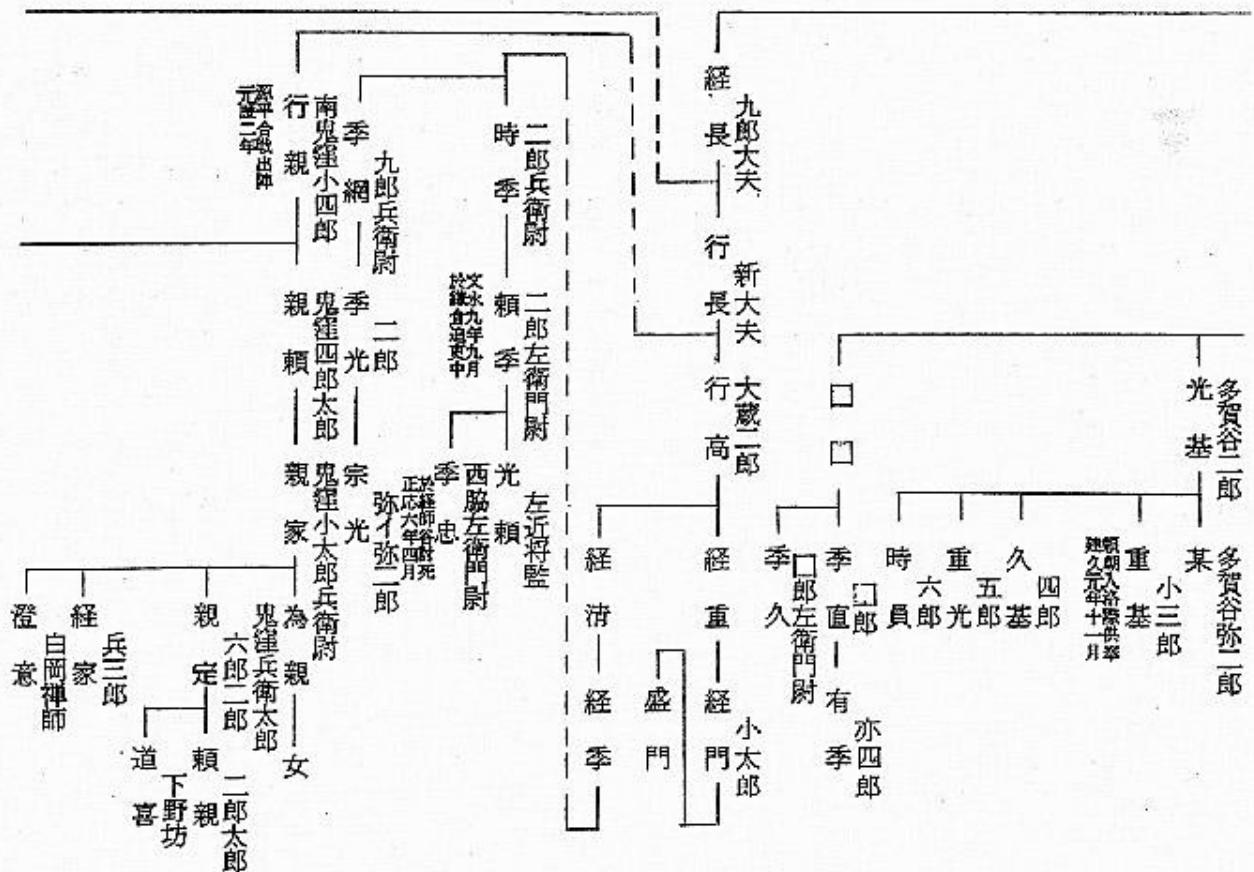


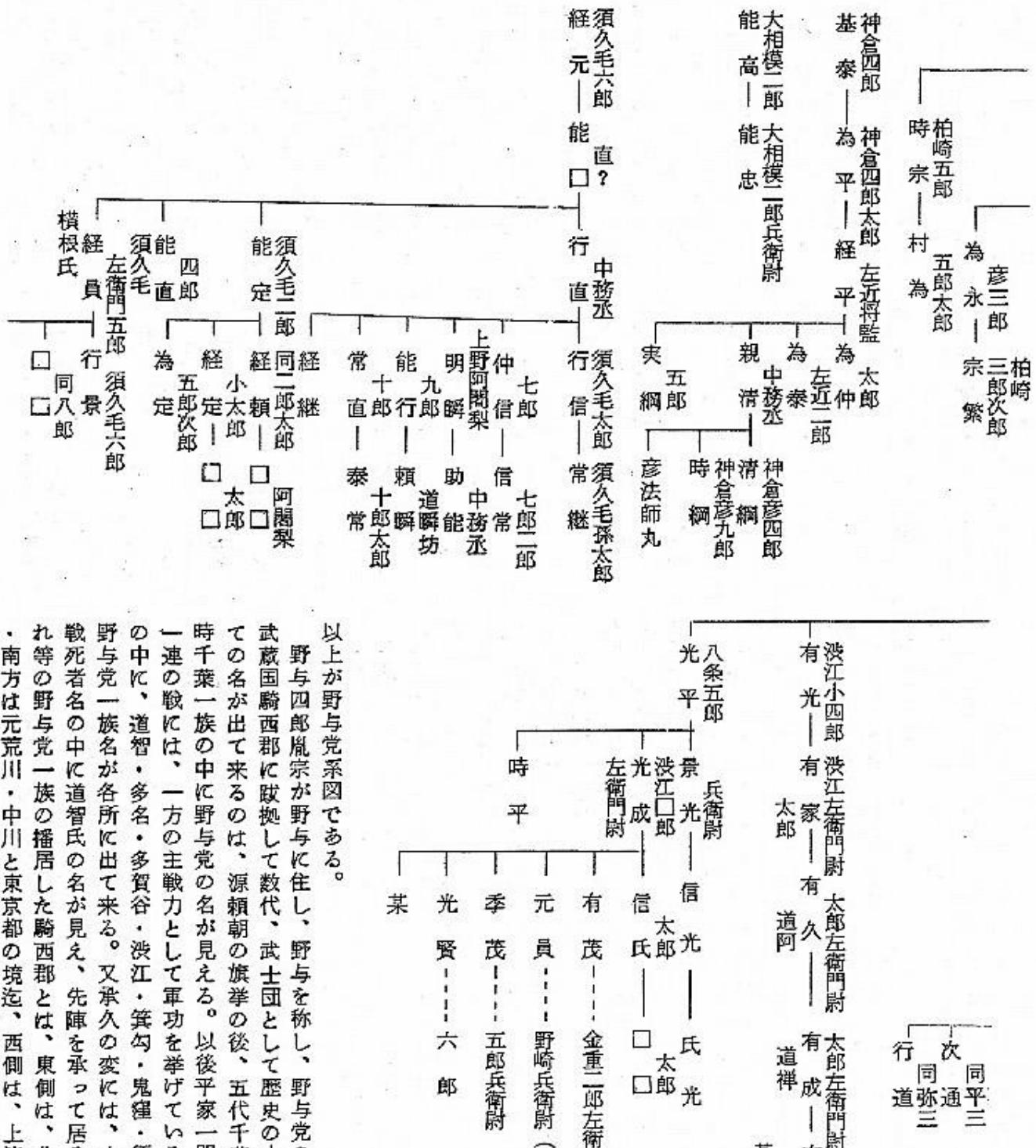


以上が千葉大系図抄である。

野与党系図中には







以上が野与党系図である。

野与四郎胤宗が野与に住し、野与を称し、野与党的祖と云われ、武蔵国騎西郡に跋拠して数代、武士団として歴史の中に野与党としての名が出て来るのは、源頼朝の旗挙の後、五代千葉常胤仕向する時千葉一族の中に野与党的名が見える。以後平家一門の滅亡までの一連の戦には、一方の主戦力として軍功を挙げている。『吾妻鏡』の中に、道智・多名・多賀谷・渋江・箕勾・鬼津・須久毛・八条等野与党一族名が各所に出て来る。又承久の変には、宇治川の合戦の戦死者名の中に道智氏の名が見え、先陣を承つて居る事が解る。此れ等の野与党一族の播居した騎西郡とは、東側は、北方は古利根川、南方は元荒川・中川と東京都の境迄、西側は、上流は元荒川、下

流は、綾瀬川で東京都との境迄、埼玉東部の北西より南東に掛けて細長く延びた地域で、現在の北埼玉郡の南半分・南埼玉郡を含む広大なる地域である。

武藏国騎西郡の地域内の地名で、『吾妻鏡』『太平記』『源平盛衰記』『千葉大系図』『野与党系図』『新編武藏風土記稿』『栄広淨土寺清淨院由緒著聞書』等に出て来る氏姓と同一と思われるものを記すると次の如くである。

道智一道地・多賀谷一内田ヶ谷・多名一種足・大蔵一三箇村旧名大蔵・萱間一柏間・野与一野牛・鬼塚一白岡・白岡一白岡城・黒浜一黒浜・佐那賀谷一実ヶ谷・江ヶ崎一江ヶ崎・金重一金重・箕勾一箕輪・渋江一渋江・神倉一加倉・柏崎一柏崎・須久毛一須久保すべしも・横根一横根・渋江一村国・野崎一野嶋・小曾川一小曾川・古志賀谷一越谷・大相模一大相模・西脇一西方・別府一別府・柿ノ木一柿ノ木青柳・青柳・大曾根一大曾根・八条一八条・小作田一小作田・等となる。そして其れ等地名と人名とが一致する所には、館跡と覚しき痕跡・鎌倉南北朝期の板碑・寺院・八幡社・久伊豆神社又は前玉神社・神明宮と共通点を見出す事が出来る。又地形的にも、河川の曲折点にて、洪積台地・津・戸・江等の名の付く地形、其れに続く耕作に適する広く開けたる地形と同一条件の地形を見る事が出来る。即ち軍事的に有利なる地で河川、陸路交通の要地、そして居住に適し、耕作地が近接したる処等と一定の条件を選んで拠点として居る点等何れも一致した共通点を見る事が出来る。

古志賀谷と越ヶ谷が同一であると云う証明になるものは何もないが、騎西郡中に有る地名と系図中に有る氏姓名が同一で有るものが多く見られ、越ヶ谷の他に古志賀谷に比定出来る地が他に見出せ無い以上、越ヶ谷の地が、千葉大系図中に見る古志賀谷氏の拠点であると見るべきであろう。

古志賀谷氏の館跡は何處に有つたかと云う事は、これまた文献・伝承共に希薄である。

「越ヶ谷瓜の蔓」に、袋町御蔵屋敷の隣に陣屋跡とあるが、何者の陣屋か相不分とある。然しながら此處の地形を古志賀谷氏の館跡

とするには少々難点が多い。初期入植地と、安定期の分家入植とに分けて考えて見ると、初代為基一二代為重一三代秋近の拠点として考えられるのは、久伊豆神社や天嶽寺の周辺を見ると、其の隣地に越ヶ谷御殿跡地があり、此の中間地点には、建長元年（一二四九）、貞和三年（一三四七）、寛正六年（一四六四）建立の板碑と、そして遺構と水の取入口が見られるので、此の御殿跡地が考えられる。三代目に至り、二郎信秋一四郎行勝が分家して居る。此等の地はどちらかは解らぬが、先づ越ヶ谷新町二丁目周辺を見ると、八幡社や澄海寺が有り、八幡社は、文和二年（一三五三年）の板碑を御神体として現存して居る。尚遺構の痕跡と水の取入口も見られる。次に考えられるのは、四町野村（現宮本二丁目）の会田太郎兵衛屋敷跡である。会田家が中世より昭和の時代迄居住して居つたので其の遺構は構堀として現存して居る。隣地に道を挟んで迎振院（越谷山神宮寺）がある。此の寺には、改築の際に土中より発見された応仁元年の板碑を見る事が出来る。尚神明宮は隣接地では無いが、跡地は神明下村（現神明二丁目）神明橋辺の元荒川の川洲に有つたが、今は痕跡をも留めないが、古老の伝承となつて残つて居る。此の神明宮より迎振院の門迄九〇〇米有る。此の社は近郷には見られぬ程立派な社であった。と云われて居る。察するに柏間村（北埼玉郡）の柏間氏の神明宮は参道が千三〇〇米有り、越ヶ谷の久伊豆神社の参道が七〇〇米有り、天嶽寺の山門と久伊豆神社の参道の入口が並んで有る事からして考え合せ、迎振院の山門と神明宮の参道とが並んで居たと考えても、不思議は無い事になる。現在の元荒川を航空写真で見ると、今よりも北越谷一・二丁目辺を流れて居た事が判る。現在北越谷一丁目の土手寄りの地は堤外地となつて居る。又此の神明宮の周辺の村落には現在も獅子舞とお囃子連と御神樂等の伝統を良く保存して居り、関東切囃子連中第一である。東京都神明神祭や浅草三社祭等には、此等神明町周辺の村落の御囃子が必ず出張して居る。之等により、神明宮に関する伝承が正しい事が分る。

以上の如き痕跡のみにては、明確なる立証にはならない。今後共皆様方の御助力により今一つの資料・物証の発見が望まれる次第で

あります。

以上古志賀谷氏発見の頃末を記しましたが、古志賀谷氏の館趾、事蹟、没落等々不明なる事ばかりであります。今後の古志賀谷氏の研究の手がかりともなれば幸です。

新方庄古隅田川

本間清利

はじめに

明治から大正にかけての歴史地理学者吉田東伍は、「変じ易かざる國・郡・郷等の区画をもつて、大いに移り易き河道の跡を推すにたる」というたてまえのもとに、奈良・平安時代の利根川・渡良瀬川・荒川の流路を想定している。この説にもとづき新方庄古隅田川を考察しようとしたのが本稿である。

さて往古の国境は、現本庄市あたりから利根川を境に武藏国と上野国を画したが、飯積（現埼玉県北川辺町）からの利根川は、別名合野川と称され麦倉・柳生を経て小野袋に至ると、矢田川筋（旧渡良瀬川）をはさんで下野・武藏の国境を画し、さらに向古河から現渡良瀬川をはさんで武藏・下総の国境を画していく。つまり合野川は当時北川辺の北方で渡良瀬川によって武藏と下野・武藏と下総を画され流下したのである。

こうして、渡良瀬川と合流した利根川は、現栗橋町の北方から旗井・琴寄（現大利根町）を経て佐間（現栗橋町）へと流れ、川口（現加須市）から現在の古利根川づたいに南下した。もつとも現北河辺町本郷と大利根町旗井の間は、利根川本流新川通りによつて分断され、さらに旗井・佐間の間はその流路跡が判然としないのでわかりづらいが、この間には発達した帯状の自然堤防が幾条もつらなつており、かつては利根川の流路跡であったことを物語つている。そしてこの間が武藏と下総の国境であり、現在は北葛飾郡と埼玉郡の郡界を画している。

(一) 新方庄

やがて利根川は、現幸手・杉戸の古利根川づたいに、砂丘を含む発達した自然堤防を形成させながら、下総国幸手領小渕（現春日部市）に至ると向きを西方に大きく変え、内牧・新方袋・道順川戸・増富・増戸（現春日部市）の間を曲流、長宮から大野島（現岩槻市）の間で、蓮田から南東流してきた荒川を合わせた。この小渕から西流して荒川を合わせた間の河道は、のち細流となつて古隅田川と称されたが、この間はきわめて自然堤防の発達した地域である。

ことに利根川の曲流地点小渕の砂丘は、不二山とも称される大砂丘で、この砂丘上に、中世から江戸時代にかけて勢力を誇った修験関東總行事職、朱印地一〇〇石を与えられた幸手不動院が平地を見下ろして君臨していた。さらに西流した古隅田川通りには、新田義貞の臣、春日部治部少輔が本拠と伝える八幡社をはじめ、梅若や在原業平の伝説を残しているが、この隅田川河道跡を境に、かつては下総国と武藏国が画されていたのである。

すなわち、古隅田川の右岸を限つてその北方は、およそ利根川と荒川の流路の中間にあたる慈恩寺・久喜・鶴宮などの地域が武藏国太田庄、一方古隅田川を画してその南方、現元荒川と古利根川にはさまれた柏壁・一ノ割・平方・大竹・大沢・増林など川に囲まれた輪中の地域が下総国新方庄であつた。なお新方庄を画した現古利根川の左岸は、古くは下総国下河辺庄、後の武藏国葛飾郡と称された地域であり、また新方庄を画した元荒川の右岸は、武藏国崎西郡と称され、蓮田・越ヶ谷・八条など、元荒川と綾瀬川にはさまれた地域であつた。

この下総国新方庄のなかには、柏壁をはじめ、中曾根・袋・増富・増戸・大枝・大畑・大場・備後・中野・一ノ割・薄谷・大増新田・谷原本新田（以上現春日部市）、長宮・増長・平野・大口・大谷・大野島・大戸・須賀・大森（現岩槻市）、三野宮・大道・大竹・恩間・上間久里・下間久里・平方・大泊・舟渡・大里・大松・大杉・川崎・向畑・弥十郎・大吉・大林・大房・大沢・増林・小林・増森・中島（現越谷市）という江戸時代の村々がみられるが、江戸時代においても、この地域は新方領と呼ばれ、用水関係・水防関係・流

通関係その他相互に緊密な連携が保たれた地域であった。

「新方」というこの地名は、今のところ金沢称名寺文書嘉元三年（一三〇五）の「金沢瀬戸橋造営棟別錢注文案」に、下総国「河辺新方分」として「倍拾六貫伍百捌拾六文」と載せられているのが初見である。ついで嘉慶元年（一三二六）の同文書に「下総国新方檢見帳」として「十丁めん分」と「おま」（現越谷市恩間）の分とが載せられている。その後同文書貞治二年（一三六三）の「称名寺寺領年貢米納帳」に「新方十丁免」、同文書永徳二年（一三八二）の「下総国赤岩郷年貢錢結解状」にも「新方十丁免」と載せられており、しばしば新方の地名を見る事ができる。

また「ノ割香取社享徳三年（一四五四）の勝口銘に「新方庄長官香取社」、このほか時代は下るが、岩槻領須賀村天正二十年（一五九二）と慶長三年（一五九八）の検地水帳には、「新方庄西川須賀村」と記されていたと載せてある（『新編武藏』）。もつとも『日本史料』第六卷所収、延元元年（一三三六）三月二十二日と、同八月三十日の、春日部重行ならびにその子若法師に宛てた南朝方の「宛行状」には「下総国下河辺庄春日部郷地頭職」と載せられており、さらに大口村（現岩槻市）武助所蔵、延文六年（一三六一）の「市場祭文（市の祝詞）」にも、「下総国下河辺庄春日部市」とあるので、新方庄は当時ひろく下河辺庄のなかに含まれていたとも考えられる。

新方庄はその後下総国から武藏国に編入されているが、その時期は今のこところつまびらかでない。一説には太田道灌岩付支配の頃ともいわれ、「新武藏」とも称されていたとい（『大沢猫の爪』）。

おそらく太田道灌の時代（一四五七～八一）には、すでに利根川の主流筋は柏壁から南流する現古利根川通りに移り、古隅田川筋は細流に変っていたとみられないことはない。したがって当時の支配関係により、古隅田川の国境を無視して、当時大河になっていた現古利根川を境に、新方庄を武藏国に組入れたともみられる。

それにしても、古代に制定された国郡界は、江戸初期に行われた葛飾地域における国境の改定、それに明治初期に行われた中利根川

・下利根川流域の県境変更を除いては、いかなる強力な支配者の交代があつても、自己の都合で国郡界を改めたという例はあまりみられない。こうした意味からも、中世における新方庄の国名変更是きわめて珍しい例であり、今後の研究課題といえよう。

いずれにせよ新方庄における国界の改定時期は不明ながら、徳川家康関東入国時には、すでに武藏国であつたのは確かめられる。すなわち新方庄内のうち、平方（現越谷市）林西寺天正十九年（一五九一）の寺領寄進状には、「武藏国埼玉郡平方郷之内武治五石之事」とあり、同大松村清淨院寛永六年（一六二九）の寺領検地帳にも、「武州騎西郡東新方之内六ヶ村清淨院寺領御検地帳」と記されている。つまり新方庄は下総国下河辺庄から武藏国崎（騎）西郡に移されていたのである。もつとも新方庄のうち大治村安國寺と、同大房村淨光寺慶安元年（一六四八）の寺領朱印状には、「武藏国葛飾郡」と記されている。どうしてここでは埼玉郡でなく葛飾郡となつてゐるか不明だが、これが誤りの記載でないとすると、新方庄は下総国葛飾郡に属していたときもあつたかも知れない。しかしその後の朱印状には、崎西・葛飾とも、いずれも埼玉郡に改められている。

なお古い時代に下総国と武藏国を画して流れた利根川の主流筋、古隅田川の河道跡を『新編武藏』のなかから抄出すると、当時のその川跡は次のとおりである。

柏壁宿 古隅田川宿の後にあり、此川古は大川にて川の辺りに堤あり、江曾堤とよぶ、是古の奥州街道（中略）、然るに此川水漸く減じ、川幅もせばまりし故かく堤邊に隔りて、用なきものゝ如し

梅田村 古隅田川南界を流る、輻六間、此川柏壁宿と当村との間より、古利根川に合せり

道順川 戸村往昔古隅田川の流にて、後年いつしか寄洲となり、又川端を埋て開きたる地と云、古隅田川東より北の村界を流る、川幅二間、水除堤村の南にあり、高五尺許

中曾根村 古隅田川村の西界を流る、川幅二間半、水除堤を設く高さ五尺許

内牧村 古隅田川南界を流る 幅四間許 土橋を架して新方袋 村に達す

小溝村 古隅田川 東の界を流る 川幅三間半

新方袋村 古隅田川西界より北界を流る、幅三間ばかり、堤は川を六十間ほど隔てゝ築けり、高六尺ばかり 土人古へはこの堤奥州への古道なりと云

このように新方袋村などを流れる古隅田川は、當時幅三間ほどの細流であったが、堤防はこの川をへだてて六〇間ばかりのところにあるという。これから推すと、大河であつたときの古隅田川の川幅はおよそ两岸では一〇〇間（一八〇メートル）以上もあつたことになる。またこの新方袋には梅若の伝説などが残されているが、これは後述する。

二 香取・久伊豆・氷川社の分布

下総国新方庄を中心とした当地方の特色の一つに、古代における神社の分布をあげることができる。もともと当地域の古代の氏神社は、氷川社・香取社・久伊豆社、それに鶴宮社とみて差し支えなかろう。このうち下総国一ノ宮の香取社（現千葉県佐原市香取神社）を本社とする香取社は、現埼玉県の北部ではおよそ現古利根川を区切ってその東方に濃密な分布をみせてゐるが、柏壁からは古隅田川を区切ってその南と、古隅田川が元荒川に合流して南下した流路の左岸、つまり新方庄古隅田川通りを境にその分布をみせている。ちなみに『新編武藏』によつて新方庄内各村の神社別分布状態を示すと、ここには久伊豆社や氷川社は一社もみられない。その反面、香取社の数は他の神社に比して圧倒的に多く三八社を数える。しかもこのうち香取社を村社としている村が、そのほとんどを占めているのである。その他稻荷社や八幡社など、もちろんの神社がみられるものの、これらは後世氏族の交代あるいはその流行などによつて勧請されたものと推定され、新方庄の古代の勢力圏は、あきらかに香取社に代表される下総の宗教圏と文化圏に属していくといえる。

一方武藏国一ノ宮の氷川社を本社とする氷川社は、その北方では荒川（元荒川）を限つてその右岸、さらに荒川が綾瀬川を分流した

加納村五丁台（現桶川市）からは綾瀬川の右岸、つまり武藏国足立郡を中心に広く分布をみせている。しかもここには香取社や久伊豆社が一社もみあたらないのが特色となつていて。

こうして利根川と古隅田川、荒川と綾瀬川を限つて、香取・氷川の明瞭な神社分布をみせているが、その中間、武藏国崎西郡（崎西郡）には久伊豆社の濃密な分布がみられ、同じく香取・氷川の神社がみられないのが、今一つの大きな特徴となつていて。すなわち久伊豆社は、その北部では利根川筋会野川を北限に、現古利根川と元荒川の間、行田・騎西・久喜・白岡・蓮田・岩槻を中心とした地域その南部では新方庄の古隅田川を境として現元荒川と綾瀬川の間、越ヶ谷・八条などを中心とした地域に勧請されている。

久伊豆社の元社はつまびらかでないが、これらの地域は、古代から中世にかけて台頭した武藏七党のうち私市党、あるいはその後の野与党一族の蟠據した地域で、『千葉大系図』などにみられる八条氏・大相模氏・越ヶ谷氏・波江氏・金重氏・箕輪氏・筈久保氏など、野与党一族の根据地であった。そしてこれらの地がいづれも久伊豆社の分布と重なつておらず、あるいは久伊豆社は野与党の氏神ではなかつたか、とする説もある。

試みにこの久伊豆社の分布を『新編武藏』によつてみると、その数は岩槻領で二五社、越ヶ谷領で一四社、八条領で一二社、菖蒲領で六社、騎西領で一九社、忍領で一二社、計八八社を数え、いづれも村社に位置づけられている。なお前述のように、ここにも香取社や氷川社がみられず、川を画して西が氷川、東が香取、中間に久伊豆と明確な分布をみせており、川をはさんで判然とした宗教圏が形成されていたことを知ることができる。もつとも八条領（現八潮市）の最南端、綾瀬川畔の村々には氷川社が勧請されているところもあるが、その数はきわめて少なく、氷川社の勢力圏はその奥まで浸透できなかつたことを示しているものといえよう。

またこれら香取・氷川・久伊豆の各社は、後世その社を管掌した祠官などにより、八幡社・諏訪社・浅間社・稻荷社などに改められた社もあり、そのほか合祀などで整理された社もあるとみられるの

で、これらの社数は古い時代には『新編武藏』記載の数をかなり上まわるものと推定される。いすれにせよ当地域における神社分布のこうしたきわだった現象からも、異なった宗教圈の侵入をはばんだ。

新方領の古隅田川は荒川の主流筋であったとみて過言ではなかろう。このほか鷲宮の鷲大明神社を本社とした鷲宮社も、古代の氏神の一つとみられるが、この神社の分布は武藏・下総の各地にひろく分散している。鷲は土師の転訛ともいわれるが、この分散傾向は、あるいは各地をひろく出張して歩いた土師氏の足跡であったかもしない。

梅若塚の伝承

武藏国太田庄と下総国新方庄を画した古隅田川には、梅若塚などとの伝説が残されている。梅若については、応永三年（一三九六）三月の成立と伝える豊春村（現春日部市）役場蔵本『梅若塚略記』によると、梅若は京都の公卿北白川の吉田惟房の子で、安和二年（九六二）一月、七歳のとき、学問修業のため比叡山月林寺に入寺した。ところが天延二年（九七四）二月、一二歳のとき、信夫藤太といふ奥州の商人に誘拐され、武藏国と下総国の境を流れる隅田川のあたりまで連れ去られてきた。しかし梅若は長途の旅で疲れはて、そのうえ病のため歩行できなくなつた。そこで藤太は足手まといになつた梅若を隅田川に投げ捨てて立去つた。梅若は水に流れ溺れるところであつたが、衣が岸辺の柳の枝にかかり、その枝につかまって岸にはいあがることができた。この柳の木を人呼んで「守樹の柳」と称した。

こうして岸辺にあがつた梅若は極度の衰弱でその場に倒れていたが、里人によつて助けられ手厚い看護をうけた。しかし梅若はその看病の効なく、同年三月十五日

尋ね来て 問はゞ答えよ都鳥

隅田河原の露と見えぬと

の辞世を残し、その身分を明かして没した。哀れに思つた里人は、梅若をねんごろに葬つたが、この塚を梅若塚と称し、その供養を欠かさなかつた。翌天延三年三月十五日、梅若を尋ねてはるばる東路

に下つてきた母の花御前は、ここで梅若の一周年忌を供養していた里人にあつてわが子の死を知つた、花御前はこれを悲しみ薙髪して妙龜尼と称し、小堂を営んで梅若の菩提を葬つた。

ある日妙龜尼は近くの池のほとりで亡き梅若を偲び

くみしりて あわれとおもへ都鳥

子に捨てられしはゞの心を

とその真情を歌にして詠みあげた。すると池の表に忽然と梅若が現われたので、妙龜尼は思わずその姿を追つて池に身を投じた。里人は妙龜尼が身を投げたこの池を「妙龜池」とも「鏡の池」とも呼び伝えたという。

この梅若伝説の地は、現東京都墨田区隅田町木母寺の梅若塚が定説になっているが、古隅田川の地元では、当地がその発祥の地で、のち隅田の木母寺に移されたと伝えている。ちなみに寛延二年（一七四九）の編さんになる『葛飾記』にも、「隅田川一説に曰、武州岩槻領と新武藏新方領との間、又同名有是、其元也と云り、児の宮、鏡力池等も爰に有とかや、今の木母寺に移せし也と云り」とある。その真偽のほどは確かめられないものの、この古隅田川は當時武藏と下総を分かつ大河であったことに違ひはない。

このほか新方庄柏壁の利根川対岸に、牛島（現春日部市）という村があるが、矢掛弓雄の『隅田川叢誌』によると、「或人の説に、古隅田川の川上に牛島村と云あり、柏壁宿の在なり、其處にも牛御前社と云あり、向嶋のハ此社の移し也と里俗ハ云とぞ」とあり、向嶋須崎村（現墨田区）の牛御前社は、柏壁宿在牛島の牛御前社を移したという伝えを載せている。そして牛御前社とは「うしのみさき」と読むのが正しいとしている。つまり牛御前社は、潮のみさきであり、海の神を祀つたものであるという。かつて江戸湾の深く侵入していたときの名残りであろう。

また春日部市内の旧国道一六号線を横断する古隅田川に架せられた橋を、地元では業平橋と称し、在原業平の伝承を今に伝えている。このほかここには三園稻荷が勧請されているなど、全く現東京都墨田区向嶋と同じ伝説を伝えているのは興味深いことである。なお正

保四年（一六四七）の写本と伝える下高野（現杉戸町）永福寺『龍燈山伝燈記』によると、長元三年（一〇三〇）十月「頼信朝臣為上総介忠常御征伐、御出馬於甲斐國府、同二十五日埼玉郡渋江郷御着陣、智光尼聽比事、同日渋江御陣參向處、頼信朝臣依進御陣於隅田河原、於隅田宿遂面拝」とあり、註記で「隅田宿後、新方袋也」

と記されている。これは平忠常下総の乱のときのことであるが、この事実のほどもつまびらかにできないながら、ここでは当地を隅田河原や隅田宿と呼んでいる。

以上新方庄古隅田川に関する伝承や神社分布を参考に新方庄の若干の考案を進めてみたが、史料的に明確さを欠く箇所がないではない。地理のうえからも文献のうえからも、今後共同の研究を進める必要があると考えられる。古隅田川は古代の国郡制にとって重要な研究課題とみられるからである。

埼玉県東部附近の民間信仰板碑

一 越谷市を中心にして――

星野昌治

はじめに

板碑は、板石塔婆、青石塔婆などとも呼ばれているもので、北は北海道の網走から南は薩南諸島まで、広く全国に造立されている。とくに、関東は、板碑の発祥地と考えられ、旧武藏国だけでも二万基は越すと云われ、その造立年代は十三世紀前期から十六世紀末頃にわたっている。

板碑の特徴は、武藏型に限って云えば、秩父産の縁泥片岩（青石）で作られ、頭部を三角形にし、その下に二条の切り込みがある。その下は、長方形で、上部に仏菩薩を表わす種子や図像などが刻まれて、下部には紀年銘や偈文が刻まれている。

造立のおもな目的は、はじめは、死者の菩提を弔い、後生善処を祈願して造立されたが、のちになると、自己の死後の安樂を願い、追善的な法事をあらかじめ行う逆修供養の造立が多くみられるよう

になる（注1）。とくに、室町時代末期以降は、本稿で問題としている、多人数が結衆し、現世安穩・後世安樂等を祈願して造立したとみられる民間信仰の板碑が多くみられるようになるのである。

一 民間信仰の板碑

民間信仰とは、複雑で一概にその定義を論じることはむずかしい。そこで、民間信仰を成立宗教と対比して考えた場合、成立宗教が、創始者たる特定の教祖があり、教義、教理を創唱し、伝道者によって、布教弘宣し、信徒の結成する広大な組織ができるといった。超歴史的、超地域的性格であるに対し、民間信仰は、専門的な伝道者、布教師は持たず、信仰集団の全体が指導者であり、信仰の主催である。そして、その組織は、村落や部落といった地域社会内の生活共同体に限られ、地方色、土臭がみられるのである。したがって、民間信仰は、地域社会の共同体のなかにおいて、平々凡々の生活を送ってきた民衆のあいだに成立し育成された日常的な庶民信仰といえる（注2）。

それでは、民間信仰の板碑とはどのようなものであろうか。この点に関し、有元修一氏は、次のように規定している（注3）。

〔一〕既成佛教団の枠に規制されない要素をもつてゐるもの。

〔二〕相対的に狭い地域において独自に展開したとみられるもの。

〔三〕地縁的な信仰集団により造立されたもの。

これらのことから、民間信仰の板碑には、十仏、十三仏、二十一仏などを本尊とする板碑、月待、庚申待、念佛供養板碑などがあると考えられる。

本稿では、越谷市を中心とした民間信仰板碑ということで、越谷市周辺に現存する十三仏、二十一仏、月待、庚申待板碑について考えることにしたい。（注4）

二、十三仏板碑について

十三仏とは、初七日から三十三回忌を掌る十三の菩薩をいう。そのうち、初七日の不動から阿弥陀までの十仏は、閻魔王をはじめ、

地獄をつかさどると信じられる十三の信仰に結ばれている。これが発展し、七年、十三年、三十三年の三回が延長され、三仏が加えられた成立したのが十三仏信仰である。また、十三仏の結縁日というものは、三十日仏や十斎日仏の結縁日とほとんどが同じであることから、平安時代以来の信仰伝統にもとづいていることが理解される。

十三仏の定型化は室町時代初期といわれている（注5）。

（表1）十三仏の配当

忌日	仏	菩薩	種子	垂跡	逆修日
初七日	不動明王	觀音菩薩	アマバカ		正月十六日
二七日	釋迦如來	文殊菩薩	ユカ		二月廿九日
三七日	普賢菩薩	地藏菩薩	ンクン		三月廿五日
四七日	藥師如來	彌勒菩薩			四月十四日
五七日	阿彌陀如來	勢至菩薩			五月廿四日
六七日	大日如來	阿彌陀如來			六月五日
十七三年	虚空藏菩薩	觀音菩薩			七月八日
三十三年	阿彌陀如來	普賢菩薩			八月十八日
百廿日	大日如來	藥師如來			九月廿三日
七七年	虚空藏菩薩	彌勒菩薩			十月十五日
六七年	阿彌陀如來	勢至菩薩			十一月十五日
三十三年	虚空藏菩薩	觀音菩薩			十一月廿八日
百廿日	大日如來	阿彌陀如來			十二月十三日

この十三仏をあらわした板碑は、現在、五十数基発見されており（表2）、その数からいって、十三仏板碑の密集地域といえる。とくに埼玉県東部地域には、断碑を含め、二十七基確認されており（表2）、その数からいって、十三仏板碑の密集地域といえる。とくに越谷市、春日部市に多く現存している（表3）。

（表2）

越谷市周辺の十三仏板碑年表

No.	紀年	銘	西暦	所在地
28	永享九年十一月十三日	八潮市二丁目 恩田正勝氏	1497.12.13	
27	文安三年八月	北葛飾郡吉川町延命寺	1446.9.1	
26	文明三年十一月廿三日	越谷市増林 勝林寺	1471.11.23	
25	文明五年十月廿三日	一四七一年 越谷市吉春 外和堂墓地	1473.11.23	
24	文明五年十一月廿三日	一四七一年 越谷市大松 長野氏	1473.12.23	
23	文明十一年	一四七九年 岩槻市 慈恩寺	1485	
22	文明十三年三月廿三日	一四八一年 越谷市袋山 祀迦堂	1495.4.23	
21	文明十三年九月廿五日	一四八一年 岩槻市 慈恩寺	1495.9.25	
20	初泰	三郷市上国間魔堂	1496	
19	五宋	春日部市佛後 称名寺	1496	
18	太変閻官帝江廣	川口市 長徳寺	1496	
17	平	草加市住吉町 東福寺	1496	
16	都	北葛飾郡松伏町上赤岩	1496	
15	平	越谷市大治 安寺	1496	
14	天	久喜市久喜 甘棠院	1496	
13	正	北葛飾郡吉川町中井 墓地	1496	
12	天	越谷市東小林 浜野氏	1496	
11	正	北葛飾郡庄和町西金野井 増田氏	1496	
10	天	八潮市上二丁目 恩田氏	1496	
9	文	春日部市武里 島田氏	1496	
8	文	北葛飾郡吉川町中井 墓地	1496	
7	永	越谷市西方 八坂神社	1496	
6	享	" " 中野	1496	
5	永	八潮市上二丁目 恩田氏	1496	
4	享	春日部市武里 島田氏	1496	
3	永	北葛飾郡吉川町中井 墓地	1496	
2	永	越谷市西方 八坂神社	1496	
1	永	" " 中野	1496	
不詳		備後 石井医院	1496	

(表3)

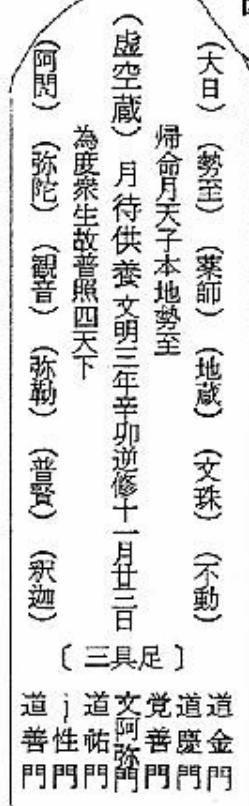
埼玉県東部の十三仏板碑地域別造塔数

各市町名	基數	各市町名	基數	各市町名	基數
草加	1	岩槻	2	吉川	2
越谷	6	鳩ヶ谷	0	宮代	0
川口	1	三郷	1	松伏	1
春日部	3	杉戸	2	八潮	1
庄和	5	鷲宮	2	久喜	2

また、年代的にみると八潮市二丁目の恩田正勝氏の永享九年（一四三七）のものが最も古く、つづいて、北葛飾郡吉川町延命寺の文安三年（一四四六）ものである。以後、二十五年の空白区间をへて文明三年（一四七一）に、越谷市増林勝林寺のものがあらわれ、一四七〇年代に四基、八〇年代に三基といふように十三仏板碑の造立の盛行期をむかえ、天正年間（一五七〇年代）に消滅している。つぎに、供養月をみると、十一月が最も多く、紀年銘のわかる十八基中五基であり、ついで、十月の三基となっている。供養日では廿三日に多く、七基となっている。

十三仏種子の配列は様々あるが、越谷市増林勝林寺のものは次のようになっている（注6）。

(図1)



この板碑の銘文でみると通り、道金門以下六名が結衆して造立したものであり、逆修とあることにより、自分たちの死後の法事を生前にあらかじめ修していたことがわかる。また、月待供養の銘より、月待信仰と習合したものであり、民間信仰的色彩を濃くしている。

十三仏板碑には、すべてに月待供養の銘があるわけではない。

三、月待板碑について

月待信仰は、越谷市増林勝林寺の十三仏板碑の銘文、「月待供養、帰命月天子本地大勢至、為度衆生故普照四天下」でみると通り、月の神を勢至菩薩の化身といわれる月天子として崇拜したものである。その功德については、「起世經」に「月天子與諸天女、在比翼中、以天種種五欲功德、和合受愛、歡娛悅豫、隨意而行、諸比丘、彼月天子、如天無月、寿五百歲、子孫相承、皆於彼治」と説かれている。最古は、埼玉県富士見市鶴馬の嘉吉元年（一四四一）、弥陀三尊板碑である（注7）。

月待板碑の本尊としては、十三仏種子のほかに、阿弥陀如来（一尊、三尊種子、画像）勢至菩薩がある。とくに阿弥陀は最も多く、全体の七割近く占めている。このように、本来勢至菩薩を本尊とすべきものを阿弥陀を本尊としたことは、服部清五郎氏が指摘するよう、「当時の一般信仰界の潮流に迎合したものであって、この処に一般庶民の盲目的信仰がうかがえる」（注8）。

埼玉県東部附近における月待板碑と思われるものは、十八基発見されている。

(表4) 埼玉県東部付近の月待板碑年表

No.	紀年銘	西暦	本尊	所在地
文正元年十一月二十三日	一一四六年	1466	弥陀三尊	川口市宮町遠山氏
文正元年十一月二十三日	一一四六年	1466	弥陀三尊	新堀旧神明社
文明二年十一月二十三日	一一四七年	1467	十三仏	大行院
文明三年十一月二十三日	一一四七年	1468	十三仏	越谷市大松
文明五年十一月二十三日	一一四七年	1473	十三仏	越谷市袋山
文明十三年三月二十三日	一一四八年	1481	十三仏	岩槻市願生寺
延徳三年十月廿五日	一一四九年	1491	弥陀三尊	鳩ヶ谷市南町

9	文龜二年十一月二十二日	一五〇一	十三仏	川口市長徳寺
10	天文七年十一月二十三日	一五三八	称陀図像	川口市光音寺
11	天文九年四月十五日	一五四〇	十三仏	越谷市大治
12	天文九年十一月吉日	一五四〇	十三仏	久喜市甘露院
13	天文二十四年十一月吉日	一五五五	十三仏	庄和町新宿新田
14	不 明		弥陀図像	岩槻市願生寺
15	不 明		弥陀図像	鳩ヶ谷市里
16	不 明		川口市西光院	弥陀一尊
17	不 明		川口市西光院	十三仏
18	不 明		越谷市西方八坂社	十三仏

(注) 月待板碑の年表は、有元修一氏「武藏國月待板碑仮年表」(「板碑研究会資料」)に詳しい。

この年表からみると、埼玉県東部では、月待の本尊に十三仏種子が多いことがわかり、十八基中九基で、その半数にある。

つぎに、供養月日をみると、十一月二十三日が最も多く、月日のわかる十三基中、六基ある。とくに日付に至っては、二十三日が圧倒的である。このことは、本尊としての勢至菩薩の有縁日が二十三日であることに関係しているものと思われ、二十三日の夜に一所に集まり、月神を礼拝供養したことが想像できる。

月待板碑の分布をみると、埼玉県東部付近では、南部地域に密集しており、とくに、川口市が最も多く七基あり、ついで、越谷市の五基となっている。月待板碑全体から、年代的分布をみると、武藏国南部地方に古いものが多いとされ、月待信仰が南部から北部へと拡散していくといわれているから(注9)、埼玉県東部の北部地域に少ないことは、このへんに関係しているのかも知れない。

四、山王二十一仏板碑について

山王二十一仏とは、比叡山に奉祀する「上七社」「中七社」「下七社」の山王二十一社の本地仏のことで、平安時代に天台宗の信徒たちによって、唐の天台山の地主山王になら、比叡山の守護神と

してまつられたことにはじまるものである。鎌倉時代には、神仏習合思想と、天台宗の地方伝播とともに発達し、関東でも山王社が多く勧説されたといわれている。

この山王信仰を表わした板碑がはじめて現われたのは、永正十五年(一五一八)十一月日銘の川口市西新井宿宝蔵寺にあるもので、現在、全国で四〇基確認されており、とくに多いのは、大宮市の中、越谷市の八基である(表5)。

(表5) 山王二十一仏板碑の地域別造塔数

地域名	基數	地域名	基數	地域名	基數	地域名	基數
川口市	1	葛飾区	1	川口市	1	大宮市	10
関宿町	1	文京区	1	草加市	1	越谷市	8
野田市	2	我孫子市	1	流山市	1	春日部市	1
沼南町						久喜市	2
						岩槻市	1
						松伏町	
						八潮市	
						杉戸町	
						吉川町	1
							1

そして、その分布をみると、北限は南埼玉郡鷲宮町、南限は東京都文京区小日向、西限は大宮市、東限は千葉県我孫子市といった埼玉県東部を中心とした狭い地域に限られている(注10)。

また、山王二十一仏板碑には、多人数が結衆して造立したと思われる、神二郎や彦次郎といった人名や、庚申信仰を表わした、庚申待供養、申待供養の文字が、そのほとんどに刻まれている。このことは、既成宗教の信仰が地域社会に受容され、土着化し、本来の宗教的要素が変化し変貌したこと意味していると考えられる。したがって、歴史的源流を同じくするからといって、本来の教義、教理とはまったく遊離し、その教団組織から放逐され、その体制の枠外に疎外されてしまっているので、山王二十一仏板碑は、まさに、民間信仰の板碑と考えてよいだろう(注11)。

さて、埼玉県東部付近の山王二十一仏板碑は、つきのようなものである(表6)。

(表6)

埼玉県東部付近の山王二十一仏板碑

No.	紀年銘	西歴	所在地
1	永正十五年十一月日	一五二八	川口市西新宿 宝嚴寺
2	天文廿三年九月吉日	一五六六	草加市柿ノ木
3	弘治二年十一月吉日	一五四八	
4	永禄元年十二月吉日	一五五八	
5	永禄三年十月	一五五四	越谷市西方 田向墓地
6	天正二年	一五七一	
7	天正三年十月	一五七二	春日部市豊春 薬師堂
8	天正三年八月吉日	一五七三	
9	天正六年二月	一五七四	越谷市大房 岩槻市浮谷
10	天正三年十二月吉日	一五七五	越谷市西方 道祖神
11	天正六年二月	一五七六	北葛飾郡松伏町上赤岩
12	天正八年	一五七七	越谷市増森本田
13	天正十年三月吉日	一五七八	越谷市千疋 東養寺
14	天正六年二月	一五八〇	越谷市東小林 墓地
15	天正八年	一五九一	久喜市久喜本 光明寺
16	天正十年三月吉日	一五九二	八潮市小作田 甘樂院
17	不不明	久喜市久喜本 甘樂院	北葛飾郡杉戸町
18	不不明		

五 庚申待板碑について

庚申信仰の庚申とは、十干十二支の組合せの一つで、これを「こうしん」又は、「かのえさる」と呼び、六十日ごとにまわってくる庚申の日に禁忌行事する信仰である。これは、中国の道教の思想にもとづくもので、庚申の夜、人の体について日夜絶えまなく、その人の行動を監視している三尺虫という虫が、人の寝ている間にひそかに昇天し、天上の至高神に、その人の罪科を告げ、人の果報を奪い命を失い、まさに地獄に落そうとするので、この夜は眠らずに三尺虫の逃げ出しが機会を与えないようにするのである。これを守り庚申といい、日本には平安時代頃より移入され、宮中に於いて盛んに行なわれていたことが、『菅原文草』巻四の庚申夜所懐を述べた「故人詩反昔相思霜月臨窓獨詠詩、己酉年終冬日少、庚申夜半曉光遲」の詩によってわかる。己酉年は寛平元年（八八九）のことである。平安時代に庚申の夜に多くの人が集まって詩歌や管弦を奏したり酒宴を催したりした公卿たちの庚申行事は、鎌倉時代になつても、武士たちによつて引き継がれ、室町時代には一般民衆もこれを行ない、徹夜をするだけでなく、僧侶や修驗者によつて宗教的行事を主とするようになり、仏教の民衆化とともに広く地方に伝播していくといわれている。そして、その崇拜対象となる神仏は、庚申待板碑にみられるような文殊・阿弥陀・釈迦・山王二十一社などが本尊のもので、現在、庚申待板碑は、百基ほど発見されている。

庚申待板碑の初出は、川口市領家実相寺の文明三年（一四七〇）のもので、現在、庚申待板碑は、百基ほど発見されている。埼玉県東部地域の庚申待板碑は、次のようである。なお、山王二十一仏庚申板碑は除く。

山王二十一仏種子も、十三仏種子と同じように、種子の配列には、種々様々ある。その型式を示せば次のようになる。詳しくは、拙稿「山王二十一仏板碑の種子配列」（『越谷市史』（二）、『山王二十一仏板碑に就いて』（千々和実編著『板碑の研究』近刊）を参照していただきたい。

第一類——立石 南蔵院型
第二類——閔宿 薬師堂型

(表7)

埼玉県東部の庚申待板碑

No.	紀年	銘	西暦	所在地
1	文明三年	一四七一	川口市	実相寺
2	長享三年十一月六日	一四八九	三郷市	閻魔堂
3	大永	一五二〇	川口市	吉祥院
4	享禄五年十月二十日	一五三二	八潮市	恩田敬太郎方
5	天文廿一年九月八日	一五五二	越谷市西方	八坂社
6	天文廿二年十一月吉日	一五五三	越谷市東方	仲立墓地
7	天正二年二月吉日	一五七四	八潮市中島	恩田一二三三方
8	不明			

(注) 庚申板碑の年表は、横田甲一氏「庚申板碑年表」(『庚申』44)、木谷時夫氏「庚申板碑仮年表」(『板碑研究会資料』)が詳しい。

この年表をみると埼玉県東部地域では、南部は庚申板碑が多いことに気づく。とくに、川口市には、庚申待板碑、山王二十一板碑とも全国最古の遺品があることは、注目すべきことである。

おわりに

越谷市を中心にして、埼玉県東部付近に於ける民間信仰板碑について考えてみたわけであるが、時間的制約と力不足によつて、十分資料の分析をせずに終わつたことは、誠に申し訳なく思つてゐる。しかし、以上のことから、埼玉県東部、就中、越谷市では、當時、民間信仰が盛んに行なわれ、当時の民衆の信心深いところは推測することができるのである。今後の研究は、もう一度、資料を個々に分析し、極めて狭い埼玉県東部地域に限定せず、全国的視野に立つて考察せねばならないと思う。また、それらの信仰を促した時代的・社会的背景も十分、把握せねばならないと思う。それらについてはいずれ論究してみたいと思う。

なお、本稿を成すにあたり、庚申懇話会の小花波平六、横田甲一、清水長明氏、板碑研究会の県敏夫、千々和到、有元修一、肥留間博氏、流山市の一色勝正氏の諸先輩の日頃の学恩に謹上より感謝申し上げたい。

(注1) 板碑についての詳しい説明は、服部清五郎氏『板碑概説』

稻村坦元氏『武藏野の青石塔婆』、小沢國平氏『板碑入門』千々和実氏『武藏國板碑集録』、県敏夫氏『板碑入門』などの著書を参考にしていただきたい。

(注2) 桜井徳太郎氏『日本民間信仰論』。

(注3) 有元修一氏「中世民間信仰の一形態」(『地方文化の伝統と創造』)。

(注4) 越谷市の板碑については、『越谷市金石資料集』、拙稿「越谷の板碑」(『越谷市史』卷一)を参照していただきたい。

(注5) 川勝政太郎氏「十三仏信仰の史的展開」(『大手前女子大学論集』四)。

(注6) この銘文について、県敏夫氏に御教示願つたところがある。十三仏種子の諸型は、服部清五郎氏『板碑概説』に詳しい。

(注7) 有元修一氏『前掲書』。

(注8) 服部氏『前掲書、点は筆者

(注9) 有元修一氏『前掲書』

(注10) 拙稿「山王二十一仏板碑考」(『東京の歴史』9)、「山王二十一仏板碑」(『越谷市史』一)、「山王二十一仏板碑に就いて」(千々和実編著『板碑の研究』近刊)。

(注11) 桜井徳太郎氏『前掲書』

(注12) 清水長明氏『庚申信仰の研究』

山号と寺号

天野征之輔

〔山号〕 京良の東大寺・興福寺・法隆寺・大阪の四天王寺のように平地に建てられた寺院には山号がないが、最澄や空海が比叡山、高野山等の山に寺院を建立したので所在を示す意味から寺院の上に山号が冠せられ、鎌倉時代からは平地に建てられた寺院にも寺号の上に山号を冠するようになつた。寺院の門を山門といい、寺院を草創した僧を開山という。又、寺院建立に全資財を提供したものを開基といつてゐる。

つぎに越谷市その他の寺院について、山号と寺院の起因等を見て行きたい。

一 所在地名をつけたもの

大沢の大沢山弘福寺・野島の野島山淨山寺・四丁野の越谷山迎撰院。又逆に岩観慈恩寺・平林寺の如く寺号が土地名になつたものもある。

二 本尊に関するもの

○瓦曾根の照蓮院＝慈氏山徳満寺と号す本尊は弥勒を安ず。弥勒は菩薩の一・訖して慈氏と云、よつて慈氏山と称す（新仏教語典）

○大相模の不動さま 真大山大聖寺と云。良弁僧正相州大山開闢の時、刻まれた大山根本不動を当寺の本尊とされたと云。不動尊を大聖不動明王、又は大聖忿怒王ともいふので寺号となつた。が山号真大山は大山の文字をとつたか？尙仁王門の扁額「真大山」は白河樂翁松平定信の筆とか聞いてゐる。

三 開山名をとつて山号としているもの

○見田方の淨音寺 浄土宗、解脱山保鏡院と号す。開山解脱阿存保文禄三年示寂。開基は宇田長左衛門と云。

四 開基関係のもの

○七左の觀照院 日映山と号す、開基は当村を開墾せし会田七左衛門にて、其法名を日映觀照と云を以て山号・寺号とす。

（考察）この法名は「後記」の「天無私覆、地無私載、日月無私照、（公平に恩を施す意）からとつたものか、政照・久喜の甘棠院臨濟宗、永安山と号す。開基古河公方足利政氏の祖足利氏満の法名を道全、永安寺といふをとつて山号とし、政

氏は甘棠院殿吉山道長と云。甘棠とは「詩經」の「蔽芾甘棠、剪る勿れ、伐つ勿れ、召伯の茲りし所（小さき蔽ひ茂れる甘棠（小りんご）を切るな、それは周の召公の宿つた草舎であるよ」との意、政氏が心の底に同音の関東を回復したい悲願が込められていたかも知れないと「ふるさとの寺」に述べてある。

○三輪野江の定勝寺 真言宗、初開基の平本定久の法名延命院蓮山道範をとつて延命院と号していたが定久の子定勝よく父の志を継ぎ信仰の心篤く更に寺地を寄進などした。時の住僧感喜斜ならず、永く定勝の功德を示さんが為寺号を改めて定勝寺とせしと云。尙永正三年林春齋の撰文による同寺の鐘銘に二郷半の義を述べて云、「郡有吉川彦成二郷諸邑戸属之而彦成以南称下半郷故有二郷半之名云々」

○熊谷の熊谷寺 浄土宗、薬生山當行院と云、熊谷次郎直実が、我が子に似た敦盛を討つて、世の無常を感じ発心して己が城地に草庵を結んで薬生庵と号した。薬生は直実の法名である。天正年中幡隨意上人、薬生の昔を慕い中興して熊谷寺と号したと云。

五 その他のもの

○野嶋の淨山寺

本尊延命地藏（片目地藏と称す、秘仏）を安置し、はじめ慈福寺と称したが、東照公越谷邊ご放鷹の時、本尊の靈験を聞かれ、寺領三石の御朱印（鼻紙の朱印状）を賜り、「この地靈にして山うつ密として淨しと、上意ありて淨山寺を命ぜらるゝと云。当寺に日本一と称せらるゝ大勝口を掲ぐ。

○岩槻の淨國寺 浄土宗、關東十八檀林の一、仏眼山と号す。その故は、当寺寺宝に阿迦耶來左限舍利（仏眼舍利宝塔内）あり。この舍利は三侯（加須市）の龍藏寺の僧、尾張の國熱田にて得たりしを、他の手に渡り、菅原某淨國寺開山清巖和尚に附与せしものなりと。よりて山号を仏眼寺と称すと云。因に三侯の龍藏寺では今古仏眼寺と称している。

○高野のせがき寺 鹽盤山永福寺と号し本尊阿弥陀を安置している。当寺第三世の僧

日尊と称するもの父因幡の罪業消滅のために、施餓鬼供養（特に境内の因幡池にドジョウを放生するのでドジョウ施餓鬼といふ）を修せし時、龍燈現ぜし寄瑞をとりて山号を龍燈山とせりと云。因に近くの大島の地に塾舎「恭僕舎」を建てて村民の教化に当た江戸時代の教育者大島有隣の墓が境内に存す。

◎四丁野迎撰院 真言宗、越谷山神宮寺と号す。神宮寺とは宮寺・神護寺・神供寺ともい、本地垂迹説に基いて発達したもので、神社付属の寺、仏家が神に対して仏經を誦しなどして神に奉仕した（久伊豆神社に）多くは境内に建てられたが遠隔の寺を之に当てたこともある。

「考察」迎撰院の名は光明真言の「光明遍照、十方世界、念仏衆生、攝取不捨」の攝取（仏の衆生に対する勝れた勧の意、迎は往きて迎へる」によるか。本稿は（新編武藏風土記稿、新仏教辞典、ふるさとの寺などによった）

良弁の伝説

日置宗一

越谷市西方大聖寺境内に良弁塚あり。その碑文に「良弁大僧都は相洲鎌倉の住藤原姓染屋太郎大夫時忠の姪也寿山おもへらく仏道化の為には聖賢の再来もありなむ僧都幼なくして鷲の翼に乘せられ南都東大寺の山中に飛入しそぞ成長の後遍歴行脚の路次此所に笈をおろし休息せられしに不思議に笈おもくして挙らざればここぞ有様の地なるべきと終に此塚にとまりし也其時の笈は今当山の本尊と仰ぐ不動明王是也予も雲水の頭陀ながら爰に杖を止め仰ぎ奉りいとまの折々藏經を誦詠し大般若六百軸を細書し又昔伝教大師伊勢大神宮日參の節太神口授の法花經一万枚の切紙に書し此の塚に納（以下略）又増森の金蔵院東正寺門徒の本尊十一面觀音高さ一尺三寸の立像は良弁の作と伝う。

良弁は相模國鎌倉郡由伊郷良将染屋太郎大夫時忠の子であり、文武天皇慶雲二年（七〇五）四月十五日出生、母は詳でない。時忠は

富豪で從臣も多く權威は郡国を圧していた。七世紀末時代鎌倉を開いたという伝説の持主。四十才になつても子がなく如意輪觀音に祈願して得たのがその子であった。驚にさらわれた伝説略す。子は育つにしたがい風格才能が優れてきたので時忠は南都に修学させようと思いつたが、當時の名僧覺名上人（訖名義淵僧上）の許に弟子入りさせた。そして修行すること四十年、良弁と号し博学聰明「法相」華嚴の奥義をきわめ東大寺の法師として朝野のあつい帰依を受けるようになつた。ついで良弁は老父母への孝養を志し勅許を得て天平勝宝四年（七五三年）故山に帰つた。その際朝廷では時忠を関八州の太守に任せられたと伝承されている。帰国後良弁は相洲國中の靈地聖跡を広く巡礼したところ石尊さんの信仰が房、總、相の三州に行き渡つてることを知り、自ら登山して山頂附近で不動明王の石像を得。当山を開拓せんことを決意し、聖武天皇七年（七五七年）勅許を得て伽藍房舍僧堂など建立し一山をあげて雨降山大山寺と号しその本社を石尊社と称した。かくて聖武天皇末期勅願寺となり房總相三国の祖禱をもつて経費にあてられ一届当山の仏法は盛んになり、良弁は春秋八十才で山中の岩窟に入つて入定されたと伝承されている。別の説に宝亀四年（七七三年）八十五才入寂足利市小保町に石尊山があり織姫山の中腹に大山阿夫利神社がまつられてある。応仁年間（一四六七～九年）足柄に小宮光徳といふ守がいた。仏教を信じある日心經を口づさみながら山林の中を歩いていると草堂が建っていた。信仰に厚い光徳は草堂に向ひ拝してみると堂の扉が開き一人の老人がでてきてこういった。『お前のくるのを長い間待つていたのだ。お前は武人として生活をしているにもかかわらず仏への信仰が厚く感心である。わたしは桂花老人といふものだがこの靈仏を守護して幾年かたつてしまつた。このあたりを樵夫たちは関原というがそのむかし良弁和尚がある大木の下に泊つたとき夢の中で光を放つ靈木をみた。翌朝この夢の中でのことを思い起こし、ために大木に斧を下してみると血が流れでた。良弁和尚はその木が関不動明王の化身であることを知つてすぐにその木で三体の不動明王の像を彫つたがそのうち根もとで作つたのがこれで、その他の尊像

は相模國大山口と武藏國大沢の不動明王である。お前にこの本木で彫刻した同木同作の尊容を与える。早く戦争からのがれて郷里に帰り明王につかえよ、そうすれば四海泰平の時必ず四方によいことがあるだろう。しばらくここに休んでゆけ』 不思議な老人から尊像

をもらったかれは老人の言葉に感激して相模川を越え武藏國荒川を過ぎて故郷に着いた。妻は夫が日輪を懷にして八大童子の守護をしている夢を見て出迎えにきた。光徳は不思議なことの一部始終を妻に話し老人を戒師として八幡社のそばに草庵をつくり、もつてきたり不動明王を安置し自分は髪をそって阿比丘と名を改め妻は妙林とよぶようになつた。そして文明十七年（一四八六年）十月に他界したといふのである。それは関原山と土地の開発をうまく取入れた物語で現在足立区本木町一丁目に関原不動尊があり、このあたりを本木といつた地名の結びつけの起こりといふ。

行田市野村万願寺に中央から欠けている高さ一五七米下幅三七センチ上幅二九センチの細長い板碑の最下部に次のとき銘がある。

右奉造立

意趣者為

僧良弁逆

三月八日時正

修善根及

至法界平

等利益也

練馬区中村三丁目中杉通りに良弁塚という故跡が保存されている

大木の下に十個程の石碑がありそのうちの一つに延文二年（一三五七年）三月二十一日武州之住榮門良弁の刻文がみられる。良文がこの地に經塚をきずき民衆を教化したといふ。また一つには良弁がこの塚に入定したといわれているが石碑によると南蔵院中興の良弁が大乘妙典を埋めたともいわれる。この塚地内にある六面にそれぞれ異なる觀音像を彫った六觀音塔は一見の価値がある。

日光御成道大門宿と会田本陣

大 村

進

一、日光御成道の成立

大門宿は、浦和市の東部に横たわる鳩ヶ谷支台上に位置し、この台地上を南北に貫通する日光御成道に宿駅である。

この日光御成道は、江戸時代初頭に設置された交通幹線である五街道の一つ、日光街道の脇道として整備されたもので、道筋は六宿十三里半、江戸本郷追分で中山道と分れ、王子から岩淵宿を経て入間川（現在の荒川）を渡り、県内に入つて鳩ヶ谷支台の頂部を川口・鳩ヶ谷・大門・岩淵の各宿を経て北上し、幸手宿で日光街道に合流するまでの間を言った。この街道は、近世に入つて開削されたものでなく、「吾妻鏡」や「義經記」等の記述によると、古代末期や鎌倉前期から「奥大道」（奥州本街道）と称されて、奥州に至る主要交通路として利用されて来た。室町期には、この街道に青木・鳩ヶ谷・大門・片柳・くぼ宿・ふじ宿の各市が開かれ（延文六年、市場祭文）、この街道が緑辺農村の物資の交易路として重要な役割を果していたことを物語っている。さらにこれらの市場は、戦国期の岩付太田氏の領有地とされていることから、領主太田氏の保護のもとに物資供給の役目を負い、市場をつないでいた街道は東武地域の戦略拠点である岩付城への軍事的連絡路としての機能をも果していった。

このような経緯から、徳川家康も慶長六年（一六〇〇）豊臣方の大名上杉景勝が家康に抵抗して会津に挙兵した際、上杉討伐のためこの道を北上し、鳩ヶ谷を経て岩淵淨安寺に宿泊し、栗橋へ向つたのである。この戦いに勝利を博し、その後天下統一を実現したことは周知の事実であるが、元和二年（一六一六）家康が七五才で波瀬万丈の生涯を閉じると、歴代の将軍が神祖家康を祀る日光廟に参詣する専用路としてこの街道を利用したことから、日光御成道と称されることになり、幕藩体制下における徳川氏の政治的権威を天下に

誇示する役割の一端を担っていた。

したがつて、この街道は日光社参と密接な関係にあり、極言すれば日光社参によつて設定されたと言つても過言ではない。この交通路が将軍の日光参詣専用路に指定された経緯を窺わせる史料として『新編武蔵風土記稿』の鳩ヶ谷宿の項を見ると「其宿の開けし初めは慶長五年東照宮奥州御陣の時、此道を通御あらせられ遂に諸国御手に属せしによりて、御吉例なりとて日光御造営の後宿亭定められしと云」とあつて、御成道としての整備が上杉景勝討伐の吉例に基づくとしている。これは、この街道が前述のように早くから奥州と鎌倉をつなぐ主要交通路として使われていたこと、かつ日光への便路として将軍の宿館である岩槻城・古河城・宇都宮城への連絡路であるという歴史的・地理的条件に基づくことと思われる。さらに御成道は、日光街道に平行する脇街道として一般行旅者も少なく、警護に便利であつたことも社参に専用された理由の一つであつたろう。このため、寛永十二年（一六三五）の参勤交替制度実施後もこの街道を利用した大名は、道筋の岩槻藩主と一部仙台藩主のみに限られていた。

歴代將軍の日光社參

大鳥延次郎「日本交通史論叢」より

ところで日光御成道は、幕府が将軍の日光参詣専用路として重要視したにも拘わらず、使用の始期等不明な点が多い。例えば秀忠による元和三年四月の最初の社参の様子を「台徳院実紀」によつて見ると、四月十二日秀忠一行は江戸を出発し、千住で大川（隅田川）の橋を渡り、草加・越ヶ谷を経て高力忠房が居城する岩槻城に入り一泊、古河に向つてゐるので、岩淵・川口・鳩ヶ谷・大門を経て岩槻に入る古道を通過していない。江戸時代を通じ将軍社参の通行路となつた御成街道の使用はこの後のことであつた。『新編武藏風土

光御宮御参詣の時なりとぞ」とあって、元和八年四月の秀忠第三回目の社参は川口宿を通ったことを伝えている。この時の社参は有名な宇都宮釣天井事件のあつた時で、「台徳院実紀」にもこの社参についてはかなり詳しい記述を載せているが、往復の行路の起述は簡略で、岩槻以南の御成道を利用したという確証は得られない。

江戸期の基本史料である「徳川実紀」が、明暦に川口・鳩ヶ谷・大門の各宿の通行を伝えているのは、寛永十七年（一六四〇）四月（第十二回目の社参）の次の記述である。

○十三日午刻御発輿あり。平柳錫杖寺にて昼餉奉り。この夜岩槻にやどらせ給ふ。城主阿部対馬守重次軽服にて拝謁せず。○十四日巳刻岩槻城御輿あり。幸手にて昼のおもの奉り。この夜古河城にやどらせらる。

右によると四月十三日午刻（午前十二時）江戸城を出發、御成道筋の平柳村（川口市）錫杖寺で昼餉をとり、鳩ヶ谷・大門を経てそついたことは明らかである。

平柳村錫杖寺の「錫杖寺由緒書上帳」を見ると、
一、大鷲院様日光御社参之節、御休所被仰付候、其後日光御社参之節、為御
吉例御休所被仰付候

但大鷲院様御社参之節は、仮御殿建立の上、被為遊入御候、其後御社參之節は別段御殿御建無之、客殿上段の間へ被為遊入御候

一、御成御門、日光御社参の節計り開門仕り平生は閉置申候、右御門寛永

三丙寅年御金井御材木持領仕候而、建立仕候申伝に御座候
とあって、同寺は家光の日光社参の時に休息所に申付られ、その後將軍の日光社参の度毎に家光の吉例により小休所に充てられた。家光時代の社参には仮御殿を建てていたが、後には御殿を建てず寺の客殿の上段の間を休息所に充てていた。また寺内には將軍の社参の時だけ開閉し、平素は閉門したままで使用しない御成御門があり、この御門は寛永三年（一六二六）に幕府から金具や建築用材を下賜されて建てたと伝えている。上述の点を勘案すると、当初、千住から草加・越ヶ谷を経て岩槻城に入り古河に向つて通路が、岩端

・川口・鳩ヶ谷・大門・岩槻の道に変更されたのは、足立郡小川口が川口町と改称された元和八年の社参から、錫杖寺御成御門の作られた寛永三年の間までの社参、即ち秀忠の元和八・九年の社参、もしくは家光の寛永二年の社参かのいすれかのことと思われ、遅くも寛永年間の半ば頃からはこの道が参詣道に用いられ、名称も「日光御成道」と慣用されたのであろう。

江戸から日光の間は三六里余あつたため、通常岩槻・古河・宇都宮の三城が宿所に充てられた。これは將軍の警護を配慮してのことで、時には帰路宇都宮を通らず壬生城に泊ることもあつた。昼休所や小休所は時によつて多少の違いはあるが、たとえば安永五年（一七七六）四月の十代將軍家治の社参の際は次のとおりであつた。

一日目 一御小休飛鳥山、一御昼休川口錫杖寺、一御小休小淵村

二日目 一御小休表慈見寺村字向山畠地、一同鹿室村宗国寺畠地、一同堀宿土手上、一中田宿土手上、一御泊古河城（以下略）

（「日光社参御泊御休箇所」稻生家文書）
天保十四年（一八四三）四月の十二代將軍家治の社参の際には「こたびは享保安永のためしにもこえてかくかづく御休幕設けられしも」（「済明院実紀」）とあって、昼休所・小休所ともほぼ安永五年の例に合致していた。

このように日光御成道には將軍の日光社参の時には大御通行が通行したが、岩槻藩を除く参勤交代や、公私の方客は日光街道を利用したため、御成道の平常の交通量は中山道・日光街道に比べて少なかつた。従つて宿場の規模は簡素で、脇往還として道中奉行の支配下に置かれ、公用人馬は中山道・日光街道の半数の二五人二五疋とされていた。各宿の天保年間の状況は次の通りである。

日光御成道宿駅一覽

宿駅	宿高	戸数	人	町並	市	(宿駅本数=天正年間による)			
						姫・駿・陣	旅館宿	地子免	支配所
岩淵	四〇八・石二〇八	二二九軒	二三五人	三・三間	一	一	一	三軒	十坪
川口	六六八・八一五	三九五	一四〇人	一三・五七	一	一	一	一〇	天領
鳩ヶ谷	四〇六・七六四	二一七	九〇六	四・三〇	六・八市	一	一	一〇〇〇〇	天領
大門	一一三七・七三五	一八〇	八九六	セ・二三	一	一	一	一	八五疋
岩観	三一七二・九六六	セ〇八	三三七八	一〇・一〇	六・八市	一	一	一	天領
					一	一	一	一	岩観藩領

二、大門宿について

江戸から数えて日光御成道第四番目の宿駅である大門宿は、前述のように鳩ヶ谷支台上、北足立郡の東南部に位置し、東は北原・戸塚の二村、西は大崎・玄蕃新田の二村、南は戸塚・間宮・北原の三村、北は辻・中野田・下野田の三村に接し、道巾四間、江戸からの行程六里余、隣宿鳩ヶ谷宿から一里二十五町、岩観宿へ二里十一町の所にあった。宿の広さは東西に十七町、南北に二十五町で、東南の入口には岩観宿に通ずる脇道がある。この脇道は以前御成道であったが、大門宿の宿並みを通る上道が御成道と唱えられたため、下道と改称された。

この大門宿の地名の起りについて一説に、往年太田道灌が岩観に一城を築き、今の大門村の南方にある貝殻坂に、その城の総門すなわち大門を築きたる事により大門と称するようになつたといふ。この地に門を築いた理由は、当時大門の東北は一面の入海で、貝殻坂より尾ヶ崎に至る間は船で連絡していたので、岩観城に入る要地の貝殻坂に大門を設けたといふのである。

近世初頭の大門宿について「会田落穂集」の寛文年間（一六六一～七三）の記述を見ると、次のように紹介されている。

「大門村之義、岩観鳩ヶ谷并御住馬相勤けニ付、往還之書付等二者大門町と認申い、尤往還之書付計リニい事、尤御領主様御家中様方江戸御往返多く、前後宿方同様御継立被仰付難波至極いたしけ、別而去ル寛永拾六年諸大名様江戸參勤被仰出い後、別而当村御継立多く困窮難波いたし

右によるとその頃大門宿はまだ村方で宿駅には指定されておらず、領主の岩観藩へ差出した書付には大門村と書いていたが、伝馬の際には鳩ヶ谷・岩観兩宿の中間にして両宿同様の継立てを行ない、これに伴う書付には大門町と書いていたという。このことは江戸初期における大門村では、御通行に伴う伝馬機能がまだ村の性格を大きく規定するまでには至らなかつたため、往還沿いの伝馬役を負担した宿場聚落的な区域のみを町と呼び、それらを包含した村全体は、領主から依然として「村」として把握されていたのである。このため大門宿は地子免を与えられず、宿駅としての機能は上表に示すように、川口・鳩ヶ谷・岩観に比べ劣っていたようである。ところが岩観藩領であつたため、江戸藩邸と岩観城を結び藩主や家臣の往来が多く、ことに参勤交替制の確立した寛永十二年（一六三五）以後は交通量も増大し、宿や縁辺村民の伝馬負担は一層厳しくなつたのである。これに加えて、同十三年（一六三六）の日光廟竣工後の社參は、行列の規模も大きくなり、大量の伝馬建立を要求されて宿駅としての性格を色濃くしてきたのであろう。

次いで延宝七年（一六七九）六月には、全体九条から成る御条目（会田落穂集）が大門村名主惣百姓に達せられた。但しこの御条目

は大門村のみに達せられたのでなく、中山道等の街道にも広く達せられたことは浦和宿本陣星野家文書の「慶安以来往還御条目并ニ御触書帳」にはほぼ同文の条目が載せられていることによつてもわかる。この九条の御条目中、最初の四条が往還に関する取決めて、(1)は、往還の衆が通行する場合は名主宅へ村役人が残らず立会つて人馬を滞りなく継立て、この他往還の事柄は村役人が寄合い相談して支障の無いようになると、小前百姓は協力して人馬継立を手違いなく行うこと、以上のことを固く守り、若し互いに我儘をしたことが後日わかつたならば急度科を申しつけること、(2)は、御殿様の御通行の時には、前例のように名主・組頭が送迎に出、通行も滞りなく行うこと、この他公用伝馬の使用者は勿論、一般の通行者までも人馬継立は支障なく行うこと、(3)は、往還の衆から村々へ支払われた人

馬賃錢は、役人が立会い公平に割合せ、各人に支払うこと、その時は帳面に各人の判形を取り、後日の紛争を生じないように努めること、(4)は、村内で人馬役を勤めてきた者の中で馬を所有していない者があつた場合は吟味を遂げ、馬を求めさせて、役人馬が不足にならないよう勤めさせることを達したものである。浦和宿の条目と比較すると、第一条の「問屋方江役人不残立会」が大門村の条目とは「名主方江役人不残立会」となつていて、大門村ではまだ問屋が設けられてはいるが、名主が問屋の仕事を執行していいたことがわかる。

天和二年（一六八二）には有名な夫婦兄弟高札・毒薬高札・駄賃高札の三札が出され、宿方統制が進められるが、このうち駄賃高札には後述のように大門より岩観及び鳩ヶ谷への人馬賃錢が決められていて、宿駅としての機能が一層明確化された。「会田落穂集」には「元禄十丑年初而宿方ニ被仰付レ節、前札三枚御公儀ヲ渡ル」とあって、元禄十年（一六九七）大門村が正式に宿駅指定をされた時に、前記三札が初めて伊奈役所から公布されたよう記載している。しかし、同村は當時すでに鳩ヶ谷・岩観宿並みの人馬繼立をしていたので、三札は天和二年に交付されていたと思われ、岩観藩領から天領に支配替えになつたのを契機に、伊奈半左衛門が宿駅であることを公認し、三札を改めて交付したものであろう。このためそれまでの実情を考慮して特に地子免は行わず負担のみが強化されたのであつた。

こうして大門宿は元禄十年（一六九七）を機に宿方としての性格を明確化するが、それ以前は岩観宿と共に岩観藩の支配下に置かれていた。元禄二年（一六八九）に藩から幕府へ提出した「武州岩観領松平伊賀守領分御伝馬宿馬數人足数宿高地子御免許之覚」（会田落穂集）によると、元禄期の大門宿の状況は次の史料のとおりであった。

武州岩観領松平伊賀守領分御伝馬宿

馬數人足数宿高地子御免許之覚

一、宿高九百九拾五石八斗武升三合 埼玉郡岩付町
一、有馬四拾疋

内 式拾五疋ハ御定之人足
捨五疋ハ御定之外馬

一、人足數百式拾二人

内 式拾五疋ハ御定之人足
九拾八人ハ御定之外人足

一、地子四万式千百四拾五疋
此反歩拾四町四畝式拾五分

一、宿高九百八拾石五斗九升七合

足立郡大門町

一、有馬四拾疋

内 式拾五疋ハ御定之人足
捨六疋ハ御定之外馬

一、人足數四拾二人

内 式拾五疋ハ御定之人足
捨六人ハ御定之外

一、地子御免ハ無御座レ、諸役之儀ハ御免被成相動不申レ右御伝馬宿武ケ所、馬數人足數宿高地子御免吟味仕如此御届レ以上

元禄二年十一月十九日

松平伊賀守内

加舎市兵衛

右之通御領主御役人様、御公儀様江御上被遊レ下書写置レ様ニと茲抑渡御貸被下レ間、御城内ニテ直ニ写取、津田源太夫様江返上申レ、

元禄五年八月四日

右によると大門宿は、宿高九八〇石五斗九升七合、有馬數四一疋、人足數四一人となつていて、規定人馬數二十五人・二疋を一六人・一疋上廻つていて、これは同宿が供給し得る人馬の数を示したもので、常に四一人、四一疋を定備していたのではないかと思われる。何故なら時代は降るが、文政四年（一八二二）当時の大門宿の状況をみると、宿方は一、一三七石七斗三升五合、人別七四七人であったが、團監人馬一〇人・七疋を除けば、立人足と立馬は一五人・一八疋に過

きず、残余は總て宿助郷村に頼っていた。元禄十年次の史料のよう

に天領となり、伊奈半左衛門の支配下に組入れられて宿駅の指定を受け、大門村の名主会田平左衛門が本陣・問屋役の兼帶を命ぜられた。

その結果助郷村々の助郷役賦課は会田家の差配を受けることになっ

た。

一、去々丑年松平伊賀守様但馬出石江御城禁被遊、其砌御料所ニ相成、

伊奈半左衛門様御支配ニ相成、名主平左衛門義本陣間屋被仰付弥町方ニ

相成、夫迄者煩ケ谷岩槻並御用相勤ひ得共、大門村と申村方ニ御座ハ

得共、御公儀様江町と認書上茂有之村と認め書物茂有之ハ、今度御支配

カ之割付ニ大門町と御認被下さい間、以來諸事請付ニ大門町と認可申事

街道の管理については、他の主要街道と同様に道中奉行の支配下

に屬したが、細部については元禄十年までは岩槻藩の指示によつていた。道普請・橋普請は沿道各村に賦課され、特に社参の時は入念に行わねばならず、その負担は周辺の村々に大きくのしかかってき

た。

大門宿の状況は、寛永二十年（一六四三）の年貢割付によると田畠段別一七五町四反一畝二十五歩（田一〇七町一反三畝四歩・畠六八町二反八畝二十一歩）とあり、翌年の正保元年（一六四四）の武藏田園簿には高八九七石四斗五升八合（田六二七石三升一合・畠二七〇石四斗二升七合）とある。宿駅として発足した元禄十年当時の町並・規模については明らかでないが、降って文政元年（一八一八）の村差出銘細帳によると宿の規模内容は次の如くであった。

家数	百六拾六軒
内 御本陣	問屋名主兼帶
問屋名主兼帶	壱 軒
百式拾七軒	壱 軒
七軒	壱 軒
拾七軒	水呑百姓
六軒	寺 寮

総人別

七百六拾七人

馬 甘六疋

牛 無御座候

女 三百九拾五人

医師 壱人

出家 六人

道心 三人

この記録によると、宿全体が百姓で構成され、旅籠も商家もなく村方同様であった。文政四年（一八二一）の状況を見ると宿高一三七石七斗三升五合、戸数一五三軒、内本陣二軒（一軒は脇本陣）人別七百四十七人とあって、戸口ともに減少をみせている。また宿人馬は廻置人馬等を除けば立人足拾五人、立馬十八疋と規定人馬に満たず、残余は定助郷村の負担へ転化し、宿負担の分散を図っていた。かように規定人馬すら負担出来ない貧宿であったため後述のよ

うに本陣の規模もきわめて小さく中山道浦和宿本陣の二二〇坪余、大宮宿本陣の一九〇坪余に比して八五坪程度の簡素なものであった。

このため会田家では本陣敷も免除され百姓同様年貢・往還諸役等を負担していた。ところが一度日光社参がふれ出されると同家では本陣としての格式を整えて本陣役を勤めねばならなかつたため多額の出費を迫られ、同家は勿論宿民の負担は多大なるものがあった。このため宿駅整備は思うにまかせず、天保四年（一八三三）会田家では、台風にあつて被害を蒙つていた本陣家作修復のため代官により式百両を拝借し、また嘉永の頃（一八四八・五四）には、往古一二〇石だった繩免田畠が本陣職勤仕のため質地に出され六〇石に減じたと訴えている。宿の諸百姓も同様難儀を致し、田畠を隣宿より借入耕作して、その作物である芋・生姜・百合根等を江戸神田や千住河原町、駒込等で売捌いていた。毎年十月朔日より翌年三月晦日まで、火の番を本陣・問屋名主を除いた百姓共で行い、往還掃除も同様であった。

次に宿並みの状況をみると、文政六年（一八二三）に將軍の日光

社参の下調べとして当宿の下宿数書上帳が作製提出されたが、それによると当宿の総家数は一六四軒、総人別七七七人で、本陣及び脇本陣を中心として東西に家数八四軒が記載されていた。このうち五九軒は往還に面して並んでおり、二三軒の入家の分と西本陣より南側の二軒との併せて二五軒が往還より奥まつた処に位置していた。この宿並みで三十坪以上の家が二十軒あるが、その分布は往還東側に七軒、西側に五軒、それに入家が八軒の割合であつて街道に面していない方に大きな家が多いようく想定される。宿並の復原図は下図の通りである。

なお、本陣の前には高札場が設けられ、その大きさは、文政五年の高札場御普請御入用書上帳によると、長さ 壱丈六尺四寸

横五尺、高さ一丈であつた。

この高木城は室永五年（一七一六）に屋根の倒壊がおき、又は
十一年（一八一四）に朽腐甚しく、維持困難となつたので、新規普
請が行なわれ、その費用は金拾両永五拾七文弐分であつた。

三、伝馬貢錢と助郷役

大門宿と深いかかわりのある日光社参関係の伝馬賃錢を定めた初見資料は、元和八年（一六二二）四月に出された次の「人馬宿賃之定」（東武実錄）である。

人馬宿賃之定

一六

但、自分の薪をき候へゝ、人に式文馬に四文、馬屋なく外につなぎ薪をき候て馬を外につなぎ候とも、四文可出事

右、可相守此旨者

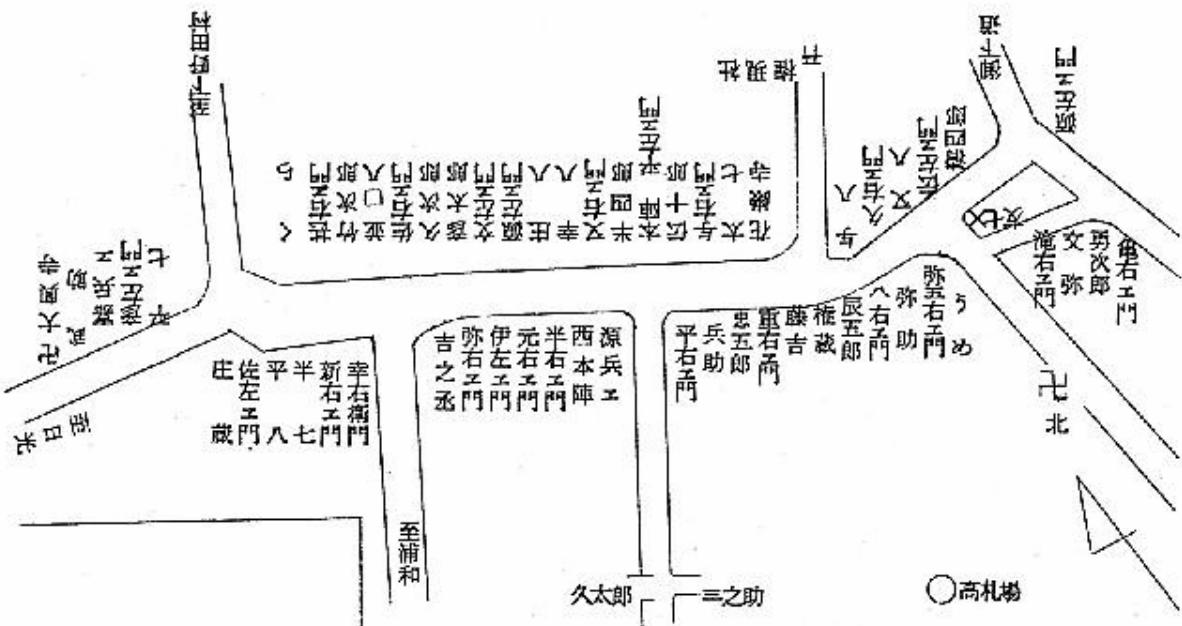
元和八年四月

の八文とされ、自分の薪を使用した者は半額となつた。人が馬の半

分とされる考え方は慶長十六年（一六一一）七月の「人馬賃錢揭示
高札」に「人足賃壱人に馬之半分たるべき事」（徳川禁令考）と示

文政6年「御下宿家敷書上帳」による

日光御成道大門宿並圖



されていいることが基準で、以後この基準が踏襲されたのである。

伝馬賃銭については、寛永十七年（一六四〇）四月の家光社参の時に出された「定」（東武実録）に見え、一駄に付き一里二〇文宛。

人足賃はその半額とし、山川のある難路は増銭を加えるとあり、宿

賃については薪代共に一人に付六文、馬は一〇文と改訂された。宿

賃については御定賃銭を超えて増銭を取る風潮があつたらしく、達

反者に対しても三〇日間籠舎に押込め、さらに連帶責任としてその

町の年寄から五貫文、家々からは百文の過料をとるという厳しい態

度で臨んでいた。これは後に伝馬賃銭の増銭の場合にも適用されて

いた。

ところで大門宿の人馬賃銭を示す初見史料は「嚴有院寒紀」の寛

文六年（一六六六）八月の記事であり、これとほぼ同文のものが

「徳川禁令考」にも掲載されている。

この月令せらるゝは駅路に高札を立らる。近年米豆の価騰費するをもて

駅々難困するにより。鳩が谷より大門へ駄賃銭一駄に五十文。乗掛荷は

人ともに上に同じ。荷なくて乗るは三十三文。夫は二十五文。川口へ一

駄四十三文。荷なきは二十九文。夫は二十一文とするべし。ゆきのとも

がら近年人馬を多く用るをもて。駅々難困すれば。たとひ国持大名たり

といふとも。家士ともに一日二十五匹。二十五人に過べからず。此外に

人馬用ひば。その日の前後にわかつて用ゆべし。人馬ともに定のどくも

駆々にてつき立べし。もし追ひ通すものあらば。査核の後。人馬出さゞ

る駅長等をとがめらるべし。轎挺に昇夫六人。山轎は四人。定制の直

銭をとるべし。長櫛一棹三十貫目を限り。それより重きは持はこぶべか

らず。一夫の荷物五貫目と定め。三十貫目は六人。それより軽きは。貫

目にしたがひ人を減省すべし。其他もこれになづらふべし。乗物五貫目

までは。荷なしの駄賃に同じ。それよりもおもきは。本貨は一駄に同じ。

通夜の時は。荷なくとも本駄賃たるべし。この条件もし違背せば。たと

ひ後日に聞ゆると。其堅重を糾察し。死刑。禁獄。罰銭たるべしとな

- 面、宿側に対しては、定人馬の繼立を円滑に行うよう指示したのである。
- 次は天和二年（一六八二）の大門宿の伝馬賃銭に関する駄賃高札である。
- 定
- 一、御朱印伝馬人足之貢数、御書付之外おほく不可出之事
二、御伝馬并駄賃之荷物ハ若駄四拾貫目、人足之荷物若老人二付而五貫目
三、限るべき事
一、大門より岩付へ駄賃銭毛駄ニ付而五拾文、乘掛荷ハ人ともに同前、荷
なくして人之乗ハ三拾八文、人足賃ハ老人ニ而武拾九文、鳩ヶ谷へ四拾
武文、荷なしに乘ハ武拾八文、人足賃ハ武拾壹文、但素通し急き相通る
輩ハ荷なしに乗といふと茂、夜の分ハ若駄荷之積に駄賃銭可取事
附、五貫目迄之乘掛荷ハ荷なしに乘駄賃銭同前たるべし、それよりお
もき荷物ハ本駄賃銭可取之事
一、人馬之賃御定之外増銭を取るもの有之ハ可令平倉、并其町之間屋年寄為
過科鳥日五貫文、人馬役之ものは家老より百文宛可出之事
二、御伝馬駄賃之荷物者其町之馬不残可出之、若駄賃鳥おほく入時ハ在々
所々へやとひ荷物遅々無之様に風雨之節茂可出之、往還之輩子細なくし
て理不尽義於申懸ハ可為越度、又者往還之ものにたいし非分なる儀有之
ハ可為曲事事
一、道中繼人足繼馬之貢数たとひ国持大名たりといふとも、家中共に東海
道ハ一日ニ五拾人、五拾疋ニ不可過、此外之伝馬道ハ武拾五人、武拾五
疋に限るべし、但江戸、京、大坂ハ可為省別、勿論道中にて人足共ニ不
可追通事
附、泊々にて木賃主人老人ハ六文可取之、馬毛疋も可為武文事
一、乗物一丁ニ繼人足六人、山乗物ハ四人にて御定之人足賃取之可相送、
長櫛毛棹三拾貫目を限べし、夫ヶ重き荷物ハ持へとよべからず、人足毛
人五貫目之荷積ニテ三拾貫目ハ人足六人、夫ヶ軽き荷物ハ貫目ニ隨人數
少くすべし、此外へいつれの荷物も可准之事
右之条々可相守此旨、若於相背ハ速に可被處嚴科者也、仍下知如件
奉行
(会田落穂集)

右によると大門より鳩ヶ谷間の駄賃は一駄（四〇貫）五〇文、乗掛
荷人共五〇文、輕尻三三文、人足賃三三文と定められている。そし
て当時は通行者が多く宿立人馬の使用が増え、各宿駅の困難が募っ
たため、たとえ国持大名といえども家臣共々定人馬を超えた使用を
禁じていた。もし超過する場合はその前後の日に使用させたが、反

右によると大門より岩付間は一駄五〇文、乗掛荷は人と共に五〇文、
軽尻三八文、人足賃は一人二九文となつており、大門より鳩ヶ谷間は
一駄四二文、軽尻二八文、人足賃二一文と定められていて、寛文六

年（一六六六）の駄賃額よりむしろ安くなつてゐる。これらの駄賃額は必ずしも距離による比例配分とはなつておらず、幕府の公定した賃錢といふ意味で御定賃錢と呼ばれ、一般行旅者の相対賃錢よりは低廉であつた。しかしお夜間急用の場合はたとえ荷なし馬に乗つても本駄賃をとる割増制度を採用していた。

この後、人馬賃錢は、米・大豆等の高値により改訂が行われ、宝永四年（一七〇七）には道中宿々の困窮のため次のよう改訂され

この時の貨銭は二割増とされているが、天和二年（一六八二）の御定貨銭と比較すると各々の貨銭を総体してみてほぼ一・五倍余の上昇になる。この間中山道では人馬貨銭が天和三年（一六八三）二割増、元禄三年（一六九〇）には一割増となっているので、これに伴い、日光御成道でも駄賃の改訂があつたとみられるが詳細については史料が見当らず不明である。

宿	駅
大門～岩観	
大門～鳩ヶ谷	

(会田落穂集)

天和2年・正徳元年御定銭对照表

宿 駅	年 次	本馬 乗掛	軽元	八足	木 錢		
					主 人	召 仕	馬
大門～岩 槻	天和2年(1682)	50*	38 ^文	29 ^文			
	正徳元年(1711)	91	60	46			
大門～鳩ヶ谷	天和2年(1682)	42	28	21	35	17 ^文	35 ^文
	正徳元年(1711)	65	43	32	但し正徳元年		

助郷には賦課の方法や範囲の違いによって定助郷・代助郷・増助郷・加助郷・当分助郷等のさまざまな呼称があつたが、このうち宿駅と密接な関係にあつたのは定助郷である。大門宿の定助郷村設定の時期は明らかでないが、元禄二年（一六八九）、幕府が実施した助郷調査の回答として岩槻藩が出した「武州岩槻領松平伊賀守領分御伝馬宿人馬数宿高井地子免許之覚」には、助郷村の記載がないので、その年までは助郷村が設定された事実はないようである。明和三年（一七六六）正月に作製された次の「日光道中大門宿定助郷帳」によれば

これは天和二年の本駄賃の額が低すぎたためで、改訂の際調整したのである。正徳元年（一七一一）、幕府が公定した正徳の元賃錢は、宝永四年の改訂賃錢額と一致し、以後この額が江戸時代を通じて駄賃の基準となつた。表に示すと上のとおりである。

日光御成道は前述のように平常の交通量は少なかつたが、將軍の社參や日光法会の際には大規模な行列が通過し、この伝馬継立のために街道周辺の農村から大量の人馬が徵發された。幕府は通常の通行に対しては、御成道の場合各宿に二五人・二五匹の人馬負担を定め、伝馬の要求に対応させていたが、伝馬不足の場合は近在の村々から助人馬を徵用して補い、伝馬の円滑なる運用を図つていた。こうして定人馬を超えた補充人馬の供給は周辺農村から徵發した助郷に依存していた。

高拾七石	高八拾三石	高三百石	高八拾五石	高千四百三石	右之通り大門宿へ助郷申付ひ間、相 触次第人馬無滞村々可出之、勿論 此帳ハ大門宿へ差置助郷村々にてハ 写置、自今以後急遽可相守、若費之 人馬触仕レ哉、助郷於不參ハ曲事 ニ可申付者也
北間	中原	中のだ	村	戸塚	村
官	村	村	村	村	村
間	間	間	間	間	間

池筑後守

四、会田本陣について

とあつて浦和・大宮の東部地域の村々一五ヶ村、助郷高四、一二八石が定助郷村となつてゐる。

大御通行の場合は、三座（臨時）の助舞として三分助舞が設定され、二月前明二十九日未時助舞部付（段室主）、白トカ部の、^{トカ}トカ

四 会田本陣はさして
大門宿の本陣役をつとめていた会田家は、同宿の名主と紀州鷹場
の鳥見役をも兼任していた近郷近在切っての名家である。会田氏を
名乗る旧家は大門宿の会田家のみならず、大門周辺では越ヶ谷会田
家、八条会田家等が著名であり、いずれもこの地域の草分け土豪と
して「越谷市史」、山崎善司「会田氏の研究」等をはじめいくつか
の研究によつてその姿が明らかにされている。しかしながら大門会
田家が、それらの会田家とどのような関係にあつたかは必ずしも明
確ではない。

領名	村数
埼玉郡	
岩槻領	8
足立郡	
赤山領	2
三木領	6
木浦領	1
南大吉領	0
差植領	2
与野領	1
計	15
	1
	5
	1
	4
	8
	71

郡岩槻領八カ村、足立郡六三カ村ときわめて広範囲にわたり、領別に助郷村を整理すると上表のようになり、その分布は中山道を越えて特に鴨川と荒川にはさまれた地域の村々にまで広がつていいたのが

上表のようになり、その分布は中山道を越えて特に鴨川と荒川にはさまれた地域の村々にまで広がっていたのが注目される。

た「小田原衆所領役帳」に江戸衆の一人として挙げられ江戸下平川内、葛西郡小岩、同飯塚、同奥戸の四ヶ村に合計二七六貫九〇〇文を領有していた。

外記の娘は、豊臣秀頼の臣木村長門守重成の一族、木村八兵衛と婚姻を結び牛千代を生んだ。牛千代は母方の姓をとり会田平左衛門俊明と名乗って会田家を継ぎ同家では俊明を第一代としている。
やがて大門村が紀州鷹場に設定されると、寛永三年（一六二六）俊明は紀州頼宣卿に召出され、深作村（現大宮市）の名主八木橋七兵衛とともに鳥見役を仰せつけられている。

ただ將軍の日光參詣の際には人馬継立量は莫大で、例えば安永五年（一七七六）の家治社参の際には、大門宿では前年七月より準備に忙殺され、この時の人馬寄高は多数にのぼり、人足一六、四二七人馬三、九二六疋、助郷は定助郷十五ヶ村、定助郷同様五ヶ村、加助郷二十三ヶ村、總石高一〇・九六一石にも及び、大門宿は申すまでもなく近郷農村へも過重な負担を課し江戸後期の農村の疲弊化を促進していった。

鳥見役は鷹場の管理を主要任務とし鷹場の村々を巡回して野鳥の繁殖状況や鷹場の整備状態を観察し農民を指揮督励した。近世初期には、鳥見役は探索も兼ねており、また鷹場が公領・私領をおおつて設けられていた関係上、その権限は強大であり、村々でも由緒があつて名望、富力ともに兼ね備わった農民が選ばれて任命されたのである。かような名家は村役を勤める家柄が多いのであるが会田家も同様で、鳥見役とともに本陣・問屋・名主役を兼帶するなど大門宿の要職を一手に引受けっていた。

会田家が名主役を命ぜられたのは元和年間（一六一五～二四）以前と推定され、阿部備中守正次（元和九年岩槻城主）より苗字帶刀御免を許され、また松平伊賀守（貞享三年岩槻城主）からも同様御免を許されていたので、遅くも阿部在藩中には名主役を勤めていたことがわかる。ところが前述のように元禄六年（一六九三）廃場が廃されると二代俊久は鳥見役を辞し、同十年大門宿が天領となるに及んで、日光御成道宿駅整備策と相俟つて七月には代官伊奈半左衛門より本陣役を仰付けられた。

この本陣役については、嘉永四年（一八五二）の「本陣由緒書」によると

八年には日光社参の御成とあつて本陣は御小休の場所に選定された。その一札を見ると

差上申一札之事
御殿様來ル十四日當宿御通行被相遊候ニ付御小休祓仰付難有仕合ニ奉存

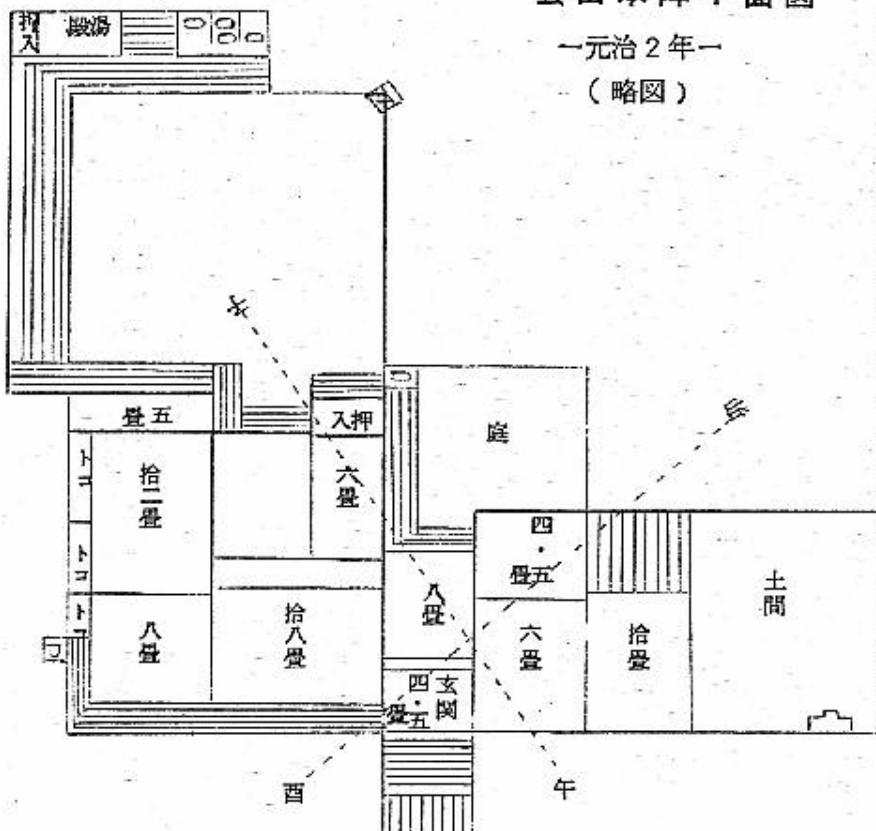
文政八酉年九月二日

その後天保四年（一八三三）九月に台風の被害を蒙り、度々の修理に会田家も困窮し、翌五年の家宅修復の際には代官より二百両拝借を出願し、修復を行っている。元治二年（一八六五）の次の絵図はこの時の修復の様子を伝えていえると思われる。

会田本陣平面圖

一元治 2 年一

（略図）



本陣職之儀ハ私より八代以前平左衛門元禄十丑年七月初テ宿坊ニ相成候
砌伊奈半左衛門様より本陣間屋名主仰付候依テ新ニ御座之間間屋場ヲ建只
今御座所向其節修復ヲ加江相保罷在候（中略）
元禄十三辰年正月十八日御駿野御本陣相勤同月廿三日迄六日之間御旅館
ニ相成様孫四郎儀御紋付御羽織拌領仕候日光社參之節ハ御成還御共御泊城
前後御堅メ本障被仰付候
とあって、同家が元禄十年本陣職を仰せつけられ新たに御座の間を
建てたこと、同十三年の鷹狩には同家が駿野本陣をつとめ、正月十
八日より二十三日まで六日間、紀州侯が会田家に宿泊したこと、日
光社参の節は御成還御共宿城の岩規城の警護宿の役割をつとめたこ
とを伝えている。

しかし、前述の上に大門宿は主要街道の宿駅と異なり、御成道としての性質上徳川將軍の日光社參を除けば平常の交通量はきわめて少なく、宿駅の規模も概して小さかつた。わけても大門宿は御成道中もつとも規模が小さく、將軍の小休所として本陣居宅も八十五坪程度であつた。このため会田家は本陣敷を免除されず、百姓同様年貢往還諸役等を負担していたのである。ところが一度び日光社參が触れられると、会田家では本陣として格式を整えて本陣役を勤めねばならなかつたため多額の出費に迫られ、会田家はもちろん宿民の負担にも多大なるものがあつた。

例えば、文政六年（一八二三）日光社参が触れられると、会田家は本陣宅の修覆を行つたが社参延期となつてその手当がつかず、同

現在、本陣の遺構を伝えるものはわずかに長屋門のみであるが、同門は会田落穂集の記述によると、元禄七年（一六九四）補修を加えた古い建築である。これは將軍・公卿・諸大名等の休泊を迎えるために重要な役割をもち、玄関構えと共に一般家屋では造作が許されず厳重な取締りを受けた。

長屋門の状況を詳しくみてみると、間口は九間で奥行は三間の寄棟・かやぶきで、入口の右脇は格子窓をとり番所とし、表側の壁面は大壁で辰板はササラ子板張りとなっていた。

通常、本陣の門構えとしては、冠木門や棟門を設ける場合が多いが、この大門宿は農事の利用をかねた横長の長屋門の形式をとり、氣どらない美しさで格式を表現しようと、ことさらに大壁を設けたり、入口の上を竹天井にするなど氣を使つていて、総体的に温和な外観で、中央部の屏構えが強く門全体をひきしめている。門の細部は、表側は軒を出桁とし、軒天井としているが、裏側は粗末な竹垂木のままで済ましている点など本陣の建物ではあるけれど、見えない部分は極力節約を旨とした設計をしており、経営上の苦しさを物語っているようである。

昭和四一年三月、県指定文化財に指定され、四五年三月には解体修理を完了して、往時の大門宿本陣の表構えの景観を再現している。なお、同家は、文政五年（一七九三）以来寺子屋を開業、明治六年に至るまで三代八〇年にわたり近郷子弟の教導にあたつた。会田本陣家の遺構については、「堀越三郎他「日光御成道」大門宿及び其の本陣について」（日本建築学会論文報告集第69号）によると、次のように紹介されている。

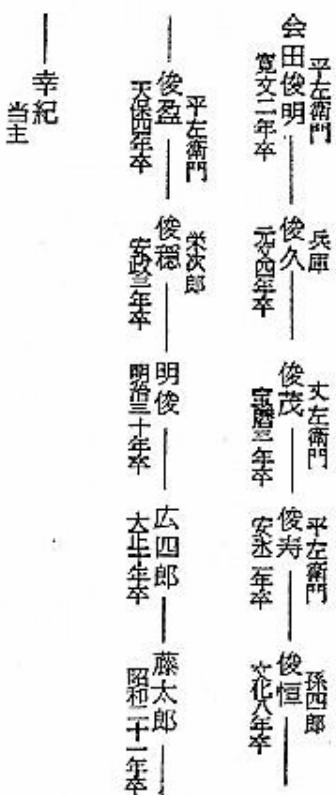
本陣は宿駅の略中央に位置し、往還に面して長屋門（九間×三間）があり、その門を潜ると前庭があつて主屋となる。正面中央に式台のある玄関があり、西側に御座の間になる、殿の間（八帖）、上段の間（十二帖）、控の間が北に続き、いすれの座敷も奥行の浅い床が西側一ぱいに附く。殿の間の東が十八帖の広間で問屋場として用いられれた部屋であらう。玄関の後に納戸が取られ、その東に家族の四座敷がある。東端は土間（二坪）で以前よりは広くなっている。

新座敷、物置、台所、風呂場は後補のものである。土間入口は、トブロと称して大戸がつく。外観は、茅葺、寄棟造の平屋建で、広間の後方（北側）の一部には二階を見る。玄関は以前、殿の間の前、即ち御座の間の玄関を、天保年間の改修時に移されたものと觀われる。

構造は、主に松、杉材が用いられ、櫻材は殆んど用いられてない。

御座の間は長押を附け、天井は猿頬天井にし、天井高九尺六寸、鴨居高五尺八寸、広間も同様。土間の小屋組は、赤松丸太の二重梁であつて、母屋の上には屋中竹の樋を通し、藁縄で縛っている。壁は土壁であるが、内側は板張りにして化粧壁紙を貼って居り、一部漆喰壁である。

明治維新を迎えると、徳川幕府の倒壊により驛場制度は消滅して鳥見役も廢止となり、また本陣問屋も維新政府による宿駅制度の改廃により明治三年廃業。また寺子屋も同五年の学制頒布後まもなく閉鎖し、以後農業經營に専念して村政の中心から遠ざかつていった。参考までに同家の略系を示すと次の通りである。



越谷市郷土研究会の概況

木村信次

〔発足〕

昭和三十七年、東武鉄道と地下鉄日比谷線の北越谷駅までの相互乗り入れの完成以来、急激に都市化し、その変貌甚しく、資料の散逸文化財の破壊のおそれがあるようになつた。

四十一年三月には人口八〇、〇〇〇人を突破し、半数以上を新住民が占めるに至つた（昭和五十二年十二月一日現在の人口は、二〇六・八〇一人である）。

越谷を知りたい、研究したい、古くからある伝説および資料を尊重して、これを郷土愛の観点から調査研究したいという新旧住民の意向を酌んで、文化財調査委員その他数名の発起人が越谷市郷土研究会を組織し、会員を募集中、事務所を越谷市立図書館内に置いた。当会の目的とするところは、市内研究者の連絡を図り、資料の調査研究および文化財保存の協力また機関誌の発行、その他の座談会の開催など郷土の越谷に貢献することにある。以後十年間毎月第四日曜に市内および近隣の市町村史跡の調査を実施してきた。

初めの年度には会員の研究発表を中心としたが、主として越谷の沿革を知り、その大要をつかんで次の飛躍の足がかりとすることに努めた。

〔史跡めぐり〕

四十一年二月二十七日に、先ず大相模不動尊（大聖寺）を訪ねた。これを契機として毎月史跡めぐりを行うこととした。足で歩いて知ることが生きた歴史につながり、地元の詳しい事は案外わかつてないという声に答えたのである。

この史跡めぐりの際は、毎回郷土資料編として当該地区に関する文献を集めパンフレット（ガリ刷り）を参加者全員に配布し見学の葉としており、訪ねる神社、仏閣の沿革および周辺の状況の理解に資することにしている。

訪問先の宮司、住職は、貴重な資料を提示して下され、更に懇切

など説明をいただいている。この際、種々な質問が發せられるが、この質問も回を重ねるに従い核心に触れるようになつた。

原則としては、電車・乗合バスおよび徒歩で史跡をめぐっている。当会会報創刊号を発行してからは別項のとおり行つた。

〔研究会〕

会員の研究発表を中心としており、会員外の専門家の講演を拝聴することもある。

この研究会は五月の総会（年一回）の終了後と八月（放談会）および懇親のための新年会に開催される。

四十三年には待望の市史編纂室が設立されて以来、会員の研究意欲は益々盛んになり、会員の熱意の強さは、その研究物によって明らかである。

〔結びに代えて〕

現在の会員（一一三名）は、郷土史を知りたいという市民が主であつて、各々の立場に立つて郷土越谷の歴史を足で調べ、この歴史の流れの滌に現在をとらえ、更に将来を可能な限り的確に見透す糧としておられるよう推广される。

① 史跡めぐり

番号	実施年月日	場所	神社仏閣板碑他
56	昭和四十七年四月廿三日	平方	林西寺
55	六月廿五日	大房	淨光寺、藥師堂、五智堂
54	七月廿三日	古河方面	光了寺他
53	十一月廿六日 昭和四十八年 三月廿五日	羽生方面 大泊	金沢文庫、称名寺 清蔵院、普請供養塔、藤助河岸 安國寺、上間久里の地蔵尊、不動尊 將門を訪ねて国王神社、安念寺、延命寺
55	四月廿二日	行田	埼玉古墳、資料館 野島、淨山寺、末田、金剛院、大戸、第六天神社

(2) 研究会

昭和四十八年九月十六日	大相模大聖寺・見田方遺跡宇田家長屋門	年月日	概要
十月廿一日	下総國府台城跡・真間の手兎奈		
十一月十八日	大房淨光寺・神明七左エ門の墓・迎撲院		
昭和四十九年四月廿八日	大宮県立博物館・楽天漫畫会館・寿能城跡		
四月廿八日	下総國府台城跡・真間の手兎奈・柴又帝釈天		
六月廿三日	騎西町周辺		
七月廿八日	春日部小淵觀音・不二山・最勝院		
九月廿七日	野火止宿平林寺		
十月廿一日	大相模見田方遺跡・南千疋二十一仙板石塔婆		
昭和五十年三月廿一日	増林泉寺・勝林寺・増森本田原指定二十一仏		
四月廿九日	野与党を訪ねて		
六月廿二日	見沼通船堀・清奈寺・見性院の墓		
七月廿七日	大宮県立博物館・浦和市立博物館		
十月廿七日	野島淨山寺・末田金剛院・大戸第六天神社		
昭和五十年四月廿一日	行田埼玉古墳・前玉神社		
四月廿五日	將門を訪ねて 国王神社・安念寺・延命寺		
七月廿五日	川崎聖徳寺・大松清淨院(開山塚)		
十月廿四日	取手方面(染野家・長禪寺・三仏堂・桔梗塚)		
十一月廿八日	朝霞方面・東円寺・本仙寺		
昭和五十年四月廿四日	竹の塚方面(東子の墓・炎天寺・初代弘重の墓・塩原多助の墓・助六の墓・桂昌院の墓・白旗塚)		
六月廿六日	野島淨山寺・末田金剛院・大戸第六天神社		
昭和五十年十一月廿七日	野島淨山寺・勝林寺・増森本田二十一仏		
七月廿四日	神明会田七左衛門の墓・迎撲院・大房淨光寺・薬師堂・五智堂		
九月十八日	出羽觀照院・大沼大明神・安行戸塚城		
十月廿三日	増林泉寺・勝林寺・増森本田二十一仏		
十一月廿七日	岩槻城跡・大槻(土居)・淨安寺・竜門寺・時の鐘・薬香館・		
昭和五十三年三月十九日	県立文書館(明治期における埼玉鉄道展と館内視察) 芳林寺・久伊豆神社 県立文書館(はにわ展・郷土人物展など) 樂天漫畫会館・大富盆栽村		

番号	年月日	概要	要
56	昭和四十七年五月廿八年	総会・理事・研究発表 大村進 主題 大岡忠光と山県大弐	
55	昭和四十七年八月廿七年	研究発表 三原善太郎・石塚吉男・山崎吾司 主題 越ヶ谷領地はどこにあったか	
54	昭和四十七年八月廿八年	新年会・研究発表 岩井茂 主題 金沢林名寺と越ヶ谷近郷の關係	
53	昭和四十七年五月廿七年	記録映画 下間久里の獅子舞・久伊豆神社の例祭	
52	昭和四十七年五月廿七年	研究発表 岩井茂 主題 野与党と私市党	
51	昭和四十七年一月廿四年	新年会・研究発表 本間清利 主題 会田七左エ門家	
50	昭和四十七年五月廿六年	研究発表 大村進 主題 岩槻藩主大岡忠正	
49	昭和四十七年五月廿六年	聖事会・総会・研究発表 岩井茂 主題 中世東武に於ける河川道路の推移	
48	昭和四十七年八月廿五年	研究発表 山崎善司 主題 越谷氏について	
47	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 山崎善司 主題 白岡町周辺	
46	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 小島誠 桜井地区に於ける関東大震災の記録	
45	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 研究会・理事会・研究発表 石塚吉男 会田氏と越谷御殿	
44	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 新年会・研究発表 岩井茂 主題 野与党について	
43	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 山崎善司 主題 白岡町周辺	
42	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 研究会・研究発表 竹内誠 主題 江戸と越谷	
41	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 研究会・研究発表 小島誠 桜井地区に於ける関東大震災の記録	
40	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 研究会・研究発表 竹内誠 主題 桜井地区に於ける関東大震災の記録	
39	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 研究会・研究発表 竹内誠 主題 桜井地区に於ける関東大震災の記録	
38	昭和四十七年五月廿五年	研究発表 研究会・研究発表 竹内誠 主題 桜井地区に於ける関東大震災の記録	
37	昭和四十七年八月廿九年	研究発表 山崎善司 主題 白岡町周辺	
36	昭和四十七年五月廿九年	研究発表 大村進 主題 岩槻藩主大岡忠正	
35	昭和四十七年五月廿九年	研究発表 岩井茂 主題 金沢林名寺と越ヶ谷近郷の關係	
34	昭和四十七年五月廿九年	研究発表 三原善太郎・石塚吉男・山崎吾司 主題 越ヶ谷領地はどこにあったか	
33	昭和四十七年五月廿九年	研究発表 岩井茂 主題 野与党と私市党	
56	昭和五十二年八月廿八年	研究発表 本間清利 「関東郡代」伊奈氏について	
55	昭和五十二年五月廿一年	研究発表 本間清利 「関東郡代」伊奈氏について	
54	昭和五十二年三月廿七年	研究発表 林原立博物館美術家学芸員 越谷市の仏像について	
53	昭和五十二年三月廿七年	研究発表 岩槻城主太田氏資の支配について	
52	昭和五十二年三月廿七年	研究発表 本間清利 「関東郡代」伊奈氏について	
51	昭和五十二年八月廿九日	研究発表 三原善太郎 我々の周辺にある古代史	
50	昭和五十二年六月廿七日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
49	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
48	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
47	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
46	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
45	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
44	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
43	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
42	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
41	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
40	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
39	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
38	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
37	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
36	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
35	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
34	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
33	昭和五十二年五月廿九日	研究発表 岩田県立歴史資料館副館長 絵馬について	
56	昭和五十二年八月廿八年	研究発表 石塚吉男 会田氏こぼれ話	

歴史教育 その大切さに思う

宮腰清雄

数ヶ年前テレビで学習塾の授業風景を見た。歴史の時間で講師が塾生を指名し、この事件のあつた年月日はと三問出題、次々と即座に答えられぬと廊下に立てと命じ、次の生徒に移るのにはオヤと思つた。

歴史を学ぶのではなく、受験技術を教える学習塾であり、学校の試験問題がこの様な形で出題されるとすれば塾の学習法もこうなるのは致方ないとしても、何の為に歴史を学ぶのか、教えるのかと思つた。

語学で單語、熟語、慣用句を暗記するのは大いに必要だが、歴史に棒暗記ばかりを強いられたら、学ぶ興味、意欲を失うのではあるまいか。

岩波版、広辞苑に依れば、歴史とは人類社会の過去における変遷興亡の記録及び、個人の経歴と定義されており、何のために歴史を学ぶのか、金もうけの参考になるのかと思う人もいるであろう。

その意義は歴史の中に今日の状況を発見し、先人がどの様に対応し、その結果はどうであつたかを教訓とし、事態を良き方向に向わせるべく処理する為であり、古い時代のみでなく、数年、数ヶ月以前のことでも今日現在の問題に当てはめて考えることができよう。それ故証券取引でも、過去の経済の動向、それに伴れての株式の動きを記録して、取引上の参考にしているのは金儲けのために歴史を活用しているといえる。

私は初等教育のみで社会に出たが、當時として普通であつたが一、大正時代の歴史教育では、イザナギ・イザナミからを神話とせず、日本歴史の起源として教えられ、別に疑問もいだかず、たゞ昔の事を知ることができるので、歴史の時間は大変楽しく授業を受けた。(今日同様な教育をしていると聞くが本當かな?)

一三、四才の頃、村川堅固博士編「通俗世界歴史」を読み、各國

王朝、民族興亡の歴史を知り、歴史は面白いと感じた。

新井白石、本居宣長が紀記その他の史料を研究、明治時代には古代、神代がある程度解説され、竹越三叉の「二千五百年史」は可成突込んで書かれていたが、当時私はそれを知らず、弘文堂刊の「日本歴史大系」などは皇室に関する部分は軽く触れているだけで、むしろタブーであり、少数の学究のみの知識であつた。

戦後真相はこうだ、からに始まる暴露ものに続いて、歴史書が多数刊行され、神代、古代のベルがはがされて来た。

これを一部の人々が思う様に、国体の尊嚴が傷けられたとするのは当らない。

肌の色が違うからとて貴賤の別はなく、一神教徒だから文明人であり、多神教徒故未開人とするのも当らない。

スペイン・ポルトガルがアメリカ大陸、西インド諸島其他の地を侵略するに際し、異教徒をキリスト教に改宗せしめるのは、けもの同様の者を人間にするのだからよいことである、と劫略の口実とし、事実その様に信じ込んでいた様でもあり、その後ローマ法王からアメリカインディアンも人間であると云う回勅が出てから惨酷な行為も少なくなつたといわれる。

明治四年の岩倉使節団隨員中には、すでに留学した者が相当おり高官の中に西洋流のエチケットを弁えぬのがいたのを愚弄する態度を見て、副使木戸孝允はサンフランシスコ到着数日後、日本の文明・開化もこんなことでは眞の文明・開化でないと判断した。

もし日本より遅れたアジア諸国より使節が来た場合、果してわれわれが今アメリカで受けている手厚いもてなしや、誘導の態度をとりうるかどうか、おそらく違つた態度をとるに違ひない、といい、ましてや人民一般に対する態度は思い半ばに過ぎると考えた。(岩倉使節団、講談社現代新書)

木戸の心配はその後現実となつて顕われ、歐米崇拜、アジア人への視となり、各國の国民性、國力への認識を誤つたのが、第二次世界大戦への誘因ともなつた。

日本の國体は世界無比の尊いものである。アメリカは總てに於て

世界一である。飛行機を始め、今日の重要な発明はすべてソ連人であるといった様な誤った教育は、人間社会の発展、向上に害あつて益ないものと云える。

近頃アメリカの一部で、エデンの園はアメリカであり、アダムとイヴはアメリカ生れと唱えだしたとか、とすればその子孫は赤色民族のインディアンであり、白人は侵略者となるわけだが!!

メソポタミアでは、十年、二十年の永い計画で遺跡発掘が各国の手で為されている。発掘が進むにつれ、二千年前の遺跡の下に、三千年、四千年前の遺跡という具合に積み重なつていて、考古学・歴史学の貴重な資料が姿を見せてくる。それ等はその時々の文明を物語っているといふ。今日、砂漠・不毛に等しい地と化したこの地方も、往昔は緑豊かな地であつたことも発見された。変化の原因は気象条件にもあるが、自然にそむいて人間が荒したのが一たとえば樹木の乱伐等一大きな原因であると見られている。

河川改修と称して蛇行しているのを直線にしたら大きな災害となり、山を削って道を付けたら山崩れとなつたとか、所謂自然改造が改悪になつた例は多い。

過去の出来事から学べば、自然現象・政治・経済等、人間生活の汎ゆる分野に貢献することは実に多い。この意味から歴史を暗記物としてではなく、人間生活に最も重要な知識として学ばせる体制が大切と思う。

越谷郷土研究会に入会したころ

木原徹也

長い間勤めた民間会社を辞めて、今までの技術関係の仕事とは全く畠違ひの、しかも住んでいる街とは違う越谷市役所に入ったのは今からもう七年も前になつてしまつた。

長い間勤めた民間会社を辞めて、今までの技術関係の仕事とは全く畠違ひの、しかも住んでいる街とは違う越谷市役所に入ったのは今からもう七年も前になつてしまつた。

も少なく仲々辛い毎日であった。

こうして一月程過ぎたとき、机に配られた市の広報紙に郷土研究会というグループが、来る十一月二十九日の日曜日に、行田市のかたま古墳群を見学に行くという記事が目にとまつた。

何か暗々しない毎日ではあるし、前から歴史的なものに対する興味があり、高校生時代には国学院大学が行なつた貝塚や古墳の発掘を手伝い、夏休みの幾日かを真黒に日焼して貝塚の中から、数多くの土器や獣の骨を掘り出したものだから、早速、十一月二十九日の朝、越谷駅に出掛けた。当日は良い天気となり、予定のコースを皆さんその後について、民俗資料館や、小山のような丸墓山古墳をはじめ多くの古墳を夢中で見て廻つているうち、冬の陽はいつの間にかすっかり西に傾き、空気もずっと冷くなりあたり一面夕景色がただよいはじめた。

今日の見学も終りに近づき、きれいに復元、修復されて、満々とした水壇をめぐらせた二子山古墳の傍を通りかかつたとき、突然墳丘の雜木林が初冬の木枯しに吹きあおられて、梢に残つた枯葉がいっせいに、カラカラと乾いた音をたてて、真赤に澄みわたつた夕焼け空をバックに無数のシルエットになつて空一面に舞い上りハックと息をのむ思いで空を見上げた。ほんの一瞬の出来事ではあつたが何か神祕的な感じさえして、思わず古墳の美しさを見た思いで帰路についたことを憶えてゐる。この後何度か、郷土研究会の史跡巡りに参加したが、新しい会員に対しても何んの別け隔てなく接して下さる木村館長を始め、多くの方々と知り合うことができた。

多少の趣味を持つていたお陰で、新しい職場での毎日の仕事も気分的にずい分楽になり、早くのうちに職場になじむことができたと思つてゐる。

現在では、郷土研究会の理事という大変な役目を仰せつかつてしまつたが、新しく他から移り住んでこられる市民の人々も、きっと七年前の私同様の気持を持っている人も有ると思われ、一日も早く越谷市民として、定住されるよう郷土研究会が多少でもお役に立てばと思っている。

私の感想

名倉さわ

した。私は、もともと歴史ものが好きだったのでいかようにしたらお仲間入りさせて頂けるかと考えていたやさきでしたので、ほんとうにありがとうございました。

このたびの郷土研究会の会報作成の御予定誠に嬉しく申し上げます。会長さんはじめ会員の皆様の御熱心な研究の実りであることを心より感謝申し上げます。私も郷土あって我があり。昔がありて今日があると言うことを思う時、私は身にしみじみと郷土の尊さを知りました。史跡めぐり即ち郷土ばかりではなく隣りの市又は他の土の歴史をさぐり研究しまして、自分の未知の心を開きたいと考えましてこの会に入会させていただきましたことを本当にうれしい次第であります。又皆様の温かいお心に触れ合うことが出来、そして共に学び共に見て研究の出来ますことを楽しみに思う今日このごろです。先日第八三回目の史跡めぐりに私もお供をさせていただきました。私達のすぐ近くの岩槻でございました。今日の日までお話しには聞いておりましたが、研究会の一員として史跡を尋ねさせていただきました。城趾のなごりを説明いただき、又昔そのままの時の鐘の下に足をとどめた時、この立派な建物の組合せに目を見はるばかりでした。又文学の源、学校の初まりとも言うべき遷喬館の教育にも学ぶことのきびしさをつくづく見て参りました。歴代の寺あり神社あり、昔を尋ね今日のありますことをしかと此の日で、この手に触れたり参りました時足元のはずむ思いがいたしました。落葉を踏み、ありし日の墓に合掌し神に祈りました。この歴史を語っていました。私はもつと深く色々な史跡をめぐりまして、他の人にも又自分自身も生ある限り研究会に出席いたたく心に念じてやみません。この史跡を多くの人に知っていただき見ていただき広めて行くことを次年度におきましても協力して参りたいと思つております。

私の史跡めぐりの感想の一たんでございます。

史跡巡りの感想

大久保知子

新井小美様のお誘いを受け郷土の研究会に仲間入りさせて頂きました。

名倉さわ

史跡巡りの感想につきまして、この会に携わる館長さんはじめ役員の方々の並々ならぬ御研究、そして御遠方までお出かけになり実地調査し、その資料を深く探検し、印刷して下され、又現地までの道順も綿密に御計画下されたり、往復の乗り物の切符の御配慮、昼食の場所も戸惑うことなくゆっくりお茶を頂きながらいつも楽しい充実した見学をさせて頂いております。又、相当歩くことで良い空気を吸いながら見知らぬ土地を知り、健康の上にも一挙両得というところで楽しい研究会でございます。私は、四十八年からお仲間入りさせて頂き、史跡巡りは五十四回目からで、たいへん惜しいところ三、四回ほど急用その他のことで出席できなかつたことを残念に思つております。

紙面にも限りがありますので、市外だけ五十四回目から箇条書きにまとめて見ました。

- ⑤四八年三月二十五日（岩井方面）平将門の館趾、妙安寺 等
- ⑥同年四月二二日（行田方面）古墳群、民族資料館 等
- ⑦四九年四月二八日（国府台方面）里見公園、等
- ⑧同年六月二三日（騎西方面）私市城、大英寺 等
- ⑨同年七月二八日（春日部方面）小淵観世音、不二山
- ⑩五十年四月二九日（白岡方面）お虎石、興善寺
- ⑪同年六月二二日（南浦和方面）見沼通船堀、清涼寺 等
- ⑫同年七月二七日（大宮方面）県立博物館、浦和市立博物館
- ⑬同年十月二日（岩槻方面）金剛院、第六天神社、淨山寺
- ⑭五十一年十月二十四日（取手方面）染野家、桂桔梗塚 等
- ⑮同年十一月二八日（北朝霞方面）東円寺、本仙寺、岡城跡
- ⑯五十二年二月二七日（竹の塚方面）桂昌院墓 等
- ⑰同年四月二二日（清水公園方面）金乗院、岩名洞くつ等
- ⑱同年九月一八日（川口方面）観照院、安行 戸塚城
- ⑲同年十一月二七日（岩槻方面）岩槻城大櫓、淨安寺 等

以上ですが、平林寺、竹の塚、岩槻城跡等は、残念でしたが参加できませんでしたので又の機会にぜひ参加させて頂きとうございました。

この研究会も晴の日ばかりではございません。大風の日にも会っております。又越谷市に住みながら市内にもこんなに史跡のたくさんあることも知りませんでした。おかげさまで知識が広くなりました。近ごろは、路傍に立っている石を見ても、これはどんなのがあるのかと足を止めるようになります。郷土研究会の先生方、今後ともよろしく御指導のほどお願い致します。

史跡を詠む

石塚吉男

夏草や兵どもが夢のあと

芭蕉

有名な句である。兵どもの夢、興亡盛衰夢に似て、古戦場に茂るる露しとどの夏草に過ぎし日に想を馳せる芭蕉の姿が、今ほうふつとして目に浮ぶ。

私は一年ほど前から、近くの同好の士に誘われて俳句を学び始めた。古典文学ともいわれる連歌・俳諧より俳句として今日に至った。ものときいているので、自ら歴史に通するものがあると思って、この道に関心を抱くようになったのだが、これは私の独断で、現実には少くとも私の周辺では、俳句に趣味を持つ人が必ずしも歴史に興味を持っているとは限らないことを感じた。

古来より、万葉歌人は云うに及ばず、俳諧・俳句の名人と云われた人達は、名所古跡を訪れて、幾多の名歌・秀句を遺している。水原秋桜子もその長い句歴のなかで数知れない史句を詠まっている。

柴田勝家敗戦の地

落つる瀬に秦山子うなづくばかりなり

真田幸村戦死の地

山茶花や戦記の末に散りにほふ

薄田兼相の墓

捨案山子雜兵倒れ伏すに似て

後藤基次の戦死せる小松山にのぼりて

風雲の垂れて枯れざる草もなし

島原原城址

蓼枯れぬ天使の翼折れしこと

など枚挙に遑のないほどであるが、いづれも史実を知らなければ詠めない句であり、かつそれを味わうにも、その真髓にふれることはできない。ここに私が俳句の一年生にもかかわらず、史跡と俳句との関連をとりあげた所以がある。試みに私が詠んだ越谷史跡に関する拙い句を御披露して、郷土史研究と俳句に関心を持たれる皆さんのご批判をお願いすることにした。

幻の越谷御殿の月見かな

越谷御殿はすでに幻となってしまった。御殿の存在を語る二、三の史料はあっても、今はその規模はおろか位置さえも明らかにすることがむずかしい。徳川実紀の元和元年十月二十二日の頃によれば

「——蜂屋九郎右衛門善成は属吏五十人を引つれて御旅館（御殿）を警衛し又供奉の女房達を守護する云々」があり、この日の供の女房達の中には後の英勝院即ちお桿の方を始め、家康寵愛の侍妾等十数名が市女笠を被り、乗馬にて供をしたことが同紀の別項に記されている。そうした史料から察すれば、その夜の越谷御殿の宴はさぞ華麗なものであったと思われる。だがそれは今となっては幻の宴である。あえて月見にはこだわらない。

蟬鳴くや御殿番の墓苔むして

昨年のことである。山崎善司氏から、天岳寺に、小杉藤左衛門の墓があることを伺った。墓地の中ほどにあるということだったが、今年の夏、再び同氏から、小杉藤左衛門尉の墓が無縁墓地に移されていることを知らされたので、早速同寺を訪れた。その墓は参道の右傍にある無縁墓地の西隅の片かけにぼつんと置かれてあった。

小杉藤左衛門尉景房は、新編武藏風土記稿の「越ヶ谷宿」御守殿
蹟の項に

「——其蹟御林となり、当所の民小林・藤左衛門・浜野藤蔵二人御

林守たりしが云々」

とある。——藤左衛門で小林とあるのは明らかに小杉の誤植である。福井歎貞著の越ヶ谷瓜の蔓には

「今野地百姓小杉藤左衛門先祖之義、小杉藤左衛門尉景房と相

名乗り、天正以後落居之者、出羽（会田）、八右衛門（同）等と

申合せ三度御検地請、慶長年中増林より御守殿引、越谷へ造立致

候節は浜野藤蔵と兩人にて御主殿番勤云々」

とあるが、小田原北条家の浪人と伝えられる。小杉家は何時の頃か家系が絶えたのか、離散したかは定かではない。その後隣の墓地の所有者が永らく好意を以つて管理されていたが、墓地整理のため無縁となつたとのことで、越谷御殿が幻の御殿となつて行く過程がここにもうかがわれる。

風が来て芒平伏す陣屋跡

旧新方村向畑に陣屋と呼ばれる所がある。今その陣屋敷跡は畠となつていて、昔日の面影はないが、その畠の中には遺構と思われる空塹や土居らしきものが見える。これが福井歎貞著の大沢猫の爪、江沢昭融編の大沢古馬宮に記されている「新方三郎」または、大松清淨院写本「新方領六ヶ村栄広山由緒著聞書」に載る「新方二郎太夫平頼希」の陣屋と伝える所である。

五十年ほど前までにうつそつたる杉林が遺っていて如何にも陣屋跡らしい風情があり、子供たちの良い遊び場所になっていた、と土地の人は語っているが、その後開墾され、わずかに新方氏祠（新方様）があつた場所のみが耕されずに、雑草の生い茂るに任せられた。一陣の風がさつと吹くと、芒の穂は一せいに打ちなびく。それは恰も鎧武者の威風に雜兵どもが平伏するに似ている。

趣味を持つ人にとつては楽しいことであると思う。以下数句をご参考までに掲げる。

鷹狩の駒嘶けり楓の寺

天正の制札古りて銀杏散る

建長の板碑傾むく尾花かな

（記 五一、一二、一五）

板碑と拓本取りの思い出

星野昌治

私が拓本取りを始めたのは、中学二年の終わりころからであつたと思う。はじめのうちは拓本といつても何が何だか見当がつかなかつた。

拓本を取るもとなつたのは、小さいころから仲良しで、五つか六年上のとなりのMくんにあつたようである。

ある日、私はいつものようにMくん宅に遊びにいった。ところがあいにく留守であった。そして、すぐ、帰ろうとする、表通りの方から自転車の後に箱のようなのをつけ帰ってきた。私は、すぐさま、どこへ行つてきたのか聞いてみたら、「御殿の板碑の拓本取りに行つてきた」という答えがかえってきた。御殿の拓本？、いつたい何だろう。御殿に本でもあるのだろうか。私は、拓本とは何か聞いてみた。

Mくんは、だまつて、自転車の荷台から箱をはずし、その中から黒く墨がぬつてある紙を取り出し、私に見せて、「こういうのだよ」といつた。それは、まわりが黒く、真中へんが白く浮き出ている奇妙な絵の上うなものであつた。

小学四年生のころだつたらうか、社会科の学習「我らの郷土」で越ヶ谷の御殿には、越ヶ谷でも最も古い板碑がある。それは、秋父の青石で作られ、頭が三角形で、その下に二条の切り込みがあり、その下、中央に仏様の梵字があり、鎌倉時代の年号である建長元年

の文字が刻まれていると教わったことを思い出した。

私は、多分、それに似ていたので、「これ板碑だろう」と、ほこらしげにたずねた。その通りであった。

しかし、いつたいこれ（拓本）をどういうふうにとるのか、わからなかつた。「これ、どうやつたらとれるの」とたずねると、この次の日曜日でも、いつしょに行こうといふ返事が帰つてきた。

そして、それから日曜日には、いつしょに自転車に乗り、吉川方面、次は桜井方面といつたぐあいで、越谷の市内をぼうぼう乗り歩いた。

私は、板碑について、少し知識を深めたくなつてきた。そこで、市の図書館へ行つてみた。事情を説明すると、図書館長の木村信次先生が、越谷市教育委員会で発刊した「越谷市の史跡と伝説」と小沢国平著の「板碑考」を貸してくれた。「史跡と伝説」には、市内の地区別の板碑の状況が書いてあり、その後の調査で、大変役に立つた。また、「板碑考」は、板碑について、図版を多くとり入れ、平易に書いてあるので、初心者にとって、板碑を理解する上で参考になつた。

私は、ますます、興味がわいてきた。そして、自分の手で、板碑の拓本を取りたくなつてきた。

私は、「板碑考」の「拓本の取り方」を読んだり、Mくんの話を聞いたりした。それらを参考にしてみると、道具としては、墨、タントボ、キリフキ、画仙紙、タオル等が必要であつた。取る順序は、板碑の表面の上ごれをきれいにタワシで落とし、キリフキで表面をしめらす。それが終ると、画仙紙を上から下へと上手にはり、タントボやブラシで梵字などを白く浮き出させ、全体がちょうど良い感じになつたら、タンボに墨をつけ、上下にたたくといふことである。まず、墨を作つた。墨はとう写インクを使い、綿にしみこませて絹でつぶんで容器に入れた。タンボは真綿を絹でつつみ大小二つ作つた。キリフキは、今、家庭で使つてゐるものを使用した。紙は文房具やで購入した。準備ができると、近いところで、御殿町へでかけた。一人なので、何だか心細く感じた。

御殿町には三基の板碑があつた。さつそく拓本を取ることにした。一番はじめのものは、濃すぎて真黒け、二番目のものは薄すぎてはつきりせず、三番目は一番いい感じでできた。日がおち、夕方近くになつた。蚊がうでや足にくい、とてもかゆかつた。

次の日曜日は、大袋の大房へ行つた。太陽がじりじりと照り、汗がぼたぼた出た。この板碑は、石が大きく土に十センチほど埋られており、拓本を取るため、堀り出し、ねかすのに大変だつた。堀り出した土の中からはありが沢山でてきた。

きれいに土やほこりをタワシで落とし、拓本を取つた。画仙紙をはがす時、額から汗がぼたぼたと紙の上に落ちしみができた。手でこすつたら、三ヶ所くらい破れてしまつた。太陽が照り続けるなかで、何だか頭が変になりむかむかしてしまつた。こういうことは、ただ興味を持つただけでは、良いものはできないらしい。

本当に好きでなければ、この暑い中、できないだろう。

（注）この思文は、最近、本の整理をした時に出てきたもので、今から、十四年前に書いたものである。御笑覧いただきたい。

なお、本文は、原文のままである。

史跡めぐり雑感

山 崎 善 司

私が越谷市郷土研究会の会員になつてより十年位の年月が経過しました。その間、研究発表が五十六回、史跡めぐりが八十五回程の回を重ねてきました。会員の中には、「もはや越谷地内には、見るべき処がなくなつた」とか、「同じ処では、面白くない」とか言う話しも出て居ります。事実、前回と同じプリントを再製して史跡めぐりをする事も度々である。又、史跡めぐりの案内を出す際にも、「これで同じ場所に三回目ですね」と迫力のなさに思いを至す場合もあります。私自身十年間の間には、「あゝ前行つた事のある場所だから今回は失礼する」と、行かぬ場合もあり、種なしをばやく時期もあつ

た事は否めない。

しかしながら、十年もの歳月の間に多くの先輩諸氏が、或は、他界し、或は、病床につき、体力の限界にて出席ができなくなり、気がついた時には、私も古い会員の一人になってしまった。そして、何回か研究発表や史跡めぐりの案内を勤める内に、理事に押されてその重席に位置する様になってしまった。

越谷市元市長大塚伴鹿氏が、越谷市史を刊行するに当たり、「越谷市が如何に立派に出来ても日本の歴史は変らない」と言われた様に越谷史そのものは、日本の歴史の中の一頁にすぎない。所詮、郷土史とは、日本の歴史の中に置かれている地位の中では、微々たるものである。この微々たる越谷市史の中の、又その中の一頁、否一行に過ぎない事柄に、数年も掛っている私達越谷市郷土研究会のやつている事は、如何に趣味の会とはいえ、時には、馬鹿らしくもあり、虚しく思える事もあるが、時には、思いもかけぬ発見に、心が踊る思いをする事があり、年甲斐もなく、興奮してしまった事もあり、何時しか、この馬鹿らしさを忘れて、越谷の郷土史の不明なる処の发掘に情熱を燃している自分を見る時、この情熱を何時迄も、命の消える日迄持ち続ける事が出来たらどれ程幸せだろうと思う日々である。

昭和四十八年に、「越ヶ谷御殿と会田氏の研究」と題して発表した関係上、その後も、機会ある事に、天嶽寺や御殿跡地を見て廻っている間に、「御殿番を相勤め今野地に住す」とある小杉藤左衛門尉景房の墓を発見した時の感激は、忘れる事が出来ない。早速、天嶽寺の住職に話したところ、私の興奮をよそにきょとんとして空返事をしていた。越谷市郷土研究会にも報告して、副会長石塚氏の確認を得ておいた。ところが、その墓石が昨年、突然なくなってしまいではないか。驚いて調査したところ、伊藤石材店が墓地の関係にて取り払って無縁仏置場に集められたと聞き、一応安堵したものの、越ヶ谷御殿の唯一の物証であるこの墓石がなくなってしまったは大変と心配したものである。何とか一日も早い時期に、安心出来る處で、保存が出来たらと願う次第であります。

第六十四回 史跡めぐりの折にも、大発見があつた。増林地区林泉寺にて、お茶を御馳走になつた後、次の目的地、今井墓地の二十一

寺境内にあつたものを移築して建立、徳川家康に差し出した」と記された。これが、その物証がないので「言われてゐる」としか書けなかつた。ところが、この唯一の物証である石が発見されたのである。この林泉寺は、史跡めぐりは三回目である。一回目の時に発見した「御殿境」と書かれた石では不充分であつたので、今一度見て行こうと思い立ち、寄つて確認している時、誰言うとなく石の根本を掘つてみたところ、「内」の字が出て来た。何のことなく「内」の字の土を払つている内に、大脑にズズズズンと響いて来た。「御殿境内」と読む事に気がついたのである。草むらの中の土中にうづもれた石に刻まれた、たつた一字の「内」と言う字の重みは、越ヶ谷御殿の建物が、元はこの地にあつた確実なる物証を得たと言う事である。居並ぶ人達にも同じ様に、この感激は、伝わつて嬉しかつた。これが、郷土史研究者の醍醐味である。しかしながら、始めて記した様に、その効果は、たつた一行の半分、「越ヶ谷御殿は、増林村林泉寺境内にあつたものを移築した」と書き替えられるに過ぎないのである。

この様な、微細な事柄ではあるが、志を共にするこのグループの移動は、何となく集り、何となく散り、そして、十数年も続いているのである。折角のこの様な会の前進と、そしてその成果が実りあるものである事を祈る次第であります。

□質問□

地名 マクリ（間久里）の名儀

埼玉県史では「条里の通名と解釈するも、肝要な条里を裏づける物なし」と簡単に片づけられ、綜合日本民俗語彙では、大分県速見郡日出町附近の方言「ユイ（マクリ）」語源「クリ」接頭語「マ」と説明されておりますが、

安國寺誌に依れば、蓮生坊康安元年、京都よりはるばる間久里の地に来り、後に紀伊国熊野大泊より専故上人が寂水寺を間久里より大泊に移しとか。

「マクリ」の名儀も、熊野か、京都附近の名を取つたのではないか。大化の革新時、上・下間久里が分村したのではないでしようか。

『答』

間久里（まくり）

上、下間久里は古くから新方領に属した。

間久里の名義について「埼玉県史」は条里の通名と解釈している

るが、ただこのばあい肝要な条里を裏づける遺構が存していないことである。されば、これをいちがいに条里地名と解することは難がある。

一方、大分県速見郡日出町付近ではユイに相当するものをマクリといふ（「綜合日本民俗語彙」）。ユイは結合、共同をあらわす言葉であるが、労働組織としてのユイは、労働交換を意味する。通例一日出勤の労働に対しては、必ず一日の労力を返し、金錢や物で相殺することを許さぬのが特徴の一つである。

そこでマクリの名はあるいはユイからおこったものと解するのが妥当かも知れぬ。

なおマクリのクリを語根とみれば、クリには岩の意があり、古利根川の岩からその名がおこったかもともみられる。このばあいのマは接頭語である。

右、後の研究の資料として記しておく。

龍塚三郎著「埼玉県地名誌」より（北辰図書株式会社）

（昭和四十四年六月二十日発行）

越谷市郷土研究会々則

昭和四〇・二・二七施行
昭和五二・五・二二改訂

第一章 総 則

- 第一条 本会は越谷市郷土研究会と称する。
- 第二条 本会の事務所は越谷市立図書館内に置く。
- 第三条 本会は市内の郷土研究者の連絡をはかり郷土史料の調査研究を目的とする。

第二章 事 業

- 第一条 本会は第三条の目的を達成するため左の事業を行う。

第三章 会 員

- 第五条 会員は本会の趣旨に賛同するものを以つてする。
- 第六条 会員は会費として毎年度初めに金弐千円を納入する。
(機関紙並に通信費を含む)

第四章 役 員 及び 職 員

- 第七条 本会に左の役員を置く。
会長 一名
副会長 一名

運営の実際について「お知らせ」

※

昭和五十二年度総会に於いて、附則第一項に依り第三章第六条の会費を二千円に改め（機関紙並に通信費を含む）に適用することを議決即日実施

※ 同総会に於いて第四章第七条各項の内、表記役員の改選と追加可決 役員名簿の通り、参照の事

- 理幹事若干名
監査二名
顧問若干名
会長、副会長は理事会の推薦とする。
理事は総会に於て会員の中から選任する。
顧問は理事会で推薦し会長が委嘱する。
幹事は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。
監査は理事会で推薦し、会長が委嘱する。
会長は会務を總理し本会を代表する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときこれに代る。
理事は理事会を組織し会務の執行に當る。
顧問は重要な会務につき会長の諮詢に應ずる。
幹事は庶務会計に從事する。
監査は会計を監査する。

※※ 「一月」 研究発表・新年顔合わせ会
五月 研究発表と総会

- 第九条 役員の任期は二ヶ年として再選を妨げない。
第十一条 会議を分つて理事会、総会とする。
第十二条 理事会は必要の都度会長が招集する。
第十三条 総会は毎年一回会長が招集する。
第十四条 本会の会議は出席者の過半数をもつて議決する。

第五章 会 議

- 会員外から講師を招聘して聴講も致しております。

- 第六章 会 計
第十五条 本会の経費は会費、寄附金及び雑収入をこれに充てる。
本会の会計年度は毎年四月一日から始まり三月三十一日
に終る。

附 則

1. 本会の会則の変更は総会の議決によるものとする。
2. 本会則施行のため必要な規定は会長が別に定める。
3. 本会則の施行は昭和四十年二月二十七日とする。

あとがき

先輩が創刊号を発行して以来、第二号を発行することを永い間心かけていたが、このたびようやくそれを果すことができたのは嬉しい。

貴重な原稿をお寄せ下さった諸氏には誠に感謝のほかはない。編集委員を担当された諸氏のご努力もまた大きいことは云うまでもない。

越谷市は近くの岩槻市や春日部市に比して文化的な遺産が少ないようと思われる。否、少いのではなく埋れてしまつたのかも知れない。歴史は単に過去のものとして埋れて行くのを見過すこととはおそろしい。私たちの今日は、すべて過去の蓄積の上に成立っていることを忘れてはならない。今日文化都市として知られるいる都市は、みな豊富な歴史的遺産を土台としていることは周知の事実である。

埋れている郷土文化を掘り起し、市民の精神的な糧として明日の越谷市に役立たせるよう、私たち郷土研究会の会員は、その目的に益々精進したいものである。

古語に曰く「温故知新」

石塚吉男

会 報	二 号	会員頒布
発行日	昭和五三年五月末	
発行所	越谷市立図書館内	
代表者	越谷市郷土研究会	
小 島 誠		

郷土研究会名簿（市外者）

氏 名	郵便番号	住 所
遠 藤 忠	121	東京都足立区伊興町大境1659
杉 田 政 男	121	" 足立区伊興町28-75
豊 田 一 美	121	" 足立区梅島3-36-8
長 谷 川 士 郎	121	" 足立区西保木間3-12-1棟-302
三 原 善 太 郎	155	" 世田谷区宮坂2-20-14
竹 内 誠	164	" 中野区上高田4-8-1-106
中 西 真 郎	173	" 板橋区板橋3-61-5
萩 原 龍 夫	173	" 板橋区南町55
岩 井 茂	176	" 練馬区貫井5-6-7
木 原 徹 也	278	野田市中根140-174
吉 本 富 雄	330	大宮市三橋1-515
小 沢 正 弘	334	川口市安行原1818-8
小 林 松 次	336	浦和市三室4056
原 初 男	338	" 上木崎2-8-22
天 野 征 之 辅	339	岩槻市本町4-10-8
大 村 進	339	" 上野422-17
鈴 木 浩	341	三郷市彦成600
中 村 舜 朔	341	" 丹後1685
井 上 文 子	343-01	松伏町内前野3161-8
板 橋 蘭	344	" " 緑町3-2-28
金 子 裕	344	春日部市大字八丁目21
星 野 昌 治	344	" 新宿2834-11
山 本 憲 一	344	" 武里団地8-12-107
渡 辺 隆 喜	359	所沢市下富1043-88クラワビル35-18

氏名	郵便番号	住所
松村 フミ	343	越谷市恩間 250
ミ		
宮越 清雄	#	越谷市南越谷3-19-3
宮副 二郎	#	# 登戸町35-29
三菱銀行支店長	#	# 弥生町13-3
三上 由郎	#	# 爰山1887-40
ム		
武蔵野銀行支店長	#	越谷市越ヶ谷1-2-8
モ		
森 和夫	#	越谷市大沢3-16-20
森 道麟	#	# 大林 29
本橋 弘章	#	# 越ヶ谷3141-3
森田 さく	#	# 瓦曾根2-17-1
ヤ		
山崎 久吉	#	越谷市下間久里53
山崎 善司	#	# 弥生町12-7
山口 微芳	#	# 南荻島3260
谷沢 幸	#	# 東小林 16
ヨ		
吉田 委	#	越谷市寺町5-1-3
頬高 房子	#	越谷市越ヶ谷2236B-303
ヲ		
鷺尾 末吉	#	越谷市北越谷2-8-1

氏名	郵便番号	住所
中野 実	343	越谷市蒲生西町1-5-22
名倉さわ	#	# 新川町1-82
中島清子	#	# 越ヶ谷本町11-7
中山公子	#	# 大泊590-37
中山勘一郎	#	# 弥生町4-35
真江りき	#	# 北越谷1-10-15 # 越谷市2-10-21
七星田久		
二		
新田和平	#	越谷市袋山603-10
一		
野口仁礼	#	越谷市本町8-24
八		
長谷川 幸太郎	#	越谷市越ヶ谷2844
林 美保子	#	# 神明町1-212-1
七		
日置宗一	#	越谷市蒲生西町1-8-63
六		
深井源司	#	越谷市伊原 985
福本政忠	#	# 弥生町9-20
藤木保忠	#	# 平方 3007
五		
本間清利	#	越谷市柳町3-23
四		
松沢和一郎	#	越谷市大沢2-1-33

氏名	郵便番号	住所	所
齊藤友子	343	越谷市越ヶ谷1-3-29	
佐藤久夫	"	" 蒲生西町1-8-66	
<u>シ</u>			
新藤ヨシ	"	越谷市袋山 1213	
白鳥喜四郎	"	" 越ヶ谷3-3-16	
篠原英允	"	" 大間野町4-244	
<u>ス</u>			
銘木美津子	"	越谷市大沢3-9-231	
<u>セ</u>			
瀬戸山紀一郎	"	越谷市蒲生2-8-4	
関根昭治	"	" 蒲生 3657	
<u>タ</u>			
高崎力	"	越谷市大沢4-6-41	
高橋正輝	"	" 東柳田町10-31	
平信夫	"	" 下間久里 60	
田熊仁之助	"	" 東柳田町2-12	
谷岡隆夫	"	" 宮本町2-201	
高嶺良子	"	" 蒲生2-6-14	
<u>ツ</u>			
塚越近	"	越谷市 3-6	
<u>ト</u>			
富野秋雄	"	越谷市蒲生寿町18-49	
<u>ナ</u>			
中元綾子	"	越谷市登戸町18-39	

氏名	郵便番号	住所
大森みゆき	343	越谷市蒲生本町6-13
大久保知子	"	" 西新井 1033
<u>カ</u>		
龟山きく	"	越谷市下間久里 266
加藤 满	"	" 増林 6795
加藤 弘進	"	" 西方 442
川上元之	"	" 大沢2-4-31
片野好男	"	" 上間久里 1042
<u>キ</u>		
木村 実	"	越谷市恩間 654
木村 信次	"	" 恩間 155
木下半助	"	" 越ヶ谷中町7-20
協和銀行支店長	"	" 越ヶ谷2-2
<u>ク</u>		
久保和芳	"	越谷市大里 277
黒田富蔵	"	" 北越谷5-5-5
倉繁安次	"	" 下間久里454-8
<u>コ</u>		
小泉市右衛門	"	越谷市中町10-5
小島 誠	"	" 平方 150
小室 美佐子	"	" 下間久里453-3
小林秀男	"	" 弥生町13-20
<u>サ</u>		
斎藤 晃	"	越谷市北越谷2-13-4
埼玉銀行支店長	"	" 越ヶ谷2-4-28

会員名簿

昭和53年4月現在

五十音順 敬称略

氏名	郵便番号	住所
ア		
会田 平 藏	343	越谷市大沢3-12-11
会田 俊	"	" 神明町2-1
秋山 長 作	"	" 瓦曾根1-10-17
阿部 静 子	"	" 神明町1-212-21
足立 金之丞	"	" 平方 1892
新井 英 夫	"	" 西新井 999
新井 隆一郎	"	" 下間久里1377
荒井 光 一	"	" 越ヶ谷3-5-5
有龍 龍夫	"	" 越ヶ谷中町8-26
新井 小 美	"	" 西新井 153
イ		
石川 正	"	越谷市越ヶ谷2-31-21
井上 照 子	"	" 蒲生西町1-2-13
石塚 吉 男	"	" 北川崎 77
石崎 秀 正	"	" 蒲生東町8-20
今井 正 義	"	" 瓦曾根1-3-17
今井 春 江	"	" 増林 421
ウ		
上原 麟之助	"	越谷市上間久里 34
オ		
大野 寛 人	"	越谷市宮本町 1-1
大沢 辰 雄	"	" 川柳町3-282
大谷 達 人	"	" 平方 1834-46

越谷市郷土研究会役員名簿

昭和52・53年度

会長 小島 誠

副会長 石塚 吉男

謹

理事	秋山 長作	有瀧 龍雄	荒井 光一
	木下 半助	小泉 市右門	七星 国久
	本間 清利	高崎 力	中野 実
	竹内 誠	佐藤 久夫	上原 麟之助
	新井 英夫	岩井 茂	山崎 善司
	福本 政忠	日置 宗一	三原 善太郎
	杉田 政男	加藤 满	原 初男
	木原 徹也	吉本 富男	星野 昌治
	久保 和芳	大村 進	長谷川 士郎
	吉田 倭	高谷 良子	
幹事	木村 信次	谷岡 隆夫	
監事	野口 仁礼	小林 松次	
顧問	市長・議長・教育長・萩原龍夫・石川 正		